

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (18.1 定)			
日 時	平成 18 年 3 月 14 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、北野副委員長、森井・山田・大畠・横田・成田・ 佐々木 (茂) ・武井・新谷・高橋・斉藤 (陽) 各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

小林委員が森井委員に、斎藤博行委員が武井委員に、松本委員が山田委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

この際、委員長から理事者の皆さんに申し上げます。

昨日の委員会でも、答弁が聞きづらいとの御指摘もありますので、答弁は大きな声でされるようお願いいたします。なお、委員の皆さんも同じく、よろしくようお願いいたします。

本日の質問順序は、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党、平成会の順といたします。

民主党・市民連合。

武井委員

勝納川の魚道対策について

それでは、勝納川の魚道対策についてお尋ねいたします。

勝納川の落差工は12か所あるということは、以前に説明されていますので、それは承知しているのですが、その落差工のためにサケが上ることができないということで、その落差工に魚道を設置していることを伺っています。以前の委員会では、この第3番目の落差工まで魚道ができていたのに御答弁をいただいているのですが、その後どこまで進んだのか、お知らせ願いたいと思います。

（建設）宅地課長

勝納川の整備については、北海道が行っておりますけれども、平成16年までに委員がおっしゃるとおり、3か所落差工の整備は完了しております。ちなみに今年度は、国道393号の上の方、北海道宏栄社がありまして、宏栄社のところの裏の急傾斜地が一部危険ということも関連いたしまして、その部分の下の護岸工を施工いたしました。約250メートル、橋の名前で言うと清川橋の周辺なのですけれども、その周辺前後250メートルを改良していると伺っています。その中には落差工が2か所ほど含まれているのですけれども、護岸だけ先に整備したということで、今のところ、ここの場所については、まだ落差工は設置されていないというふうにお聞きしております。

武井委員

今、宅地課長の答弁の中で、今年度という言葉がございましたが、今年度ということは平成17年度ですか、18年度ですか。

（建設）宅地課長

平成17年度の施工ということでございます。

武井委員

そうすると、今、この250メートル、清川橋までやるようですが、ここまでの落差工の整備は進んでいないので、魚道の整備も進んでいないと、こういうふうに理解してよろしいのですか。

（建設）宅地課長

平成17年度に行ったのは清川橋前後250メートルだけですけれども、それ以外にこの場所も含めて魚道という形ではまだ整備されていません。

武井委員

私が、なぜこれをお伺いするかというと、このサケの産卵箇所の問題なのです。魚道をつくっても、産卵箇所が適当でなければ、これはどうしようもないわけなので、私たち「小樽運河にサケを呼ぶ会」としては、サケがようやく帰ってきた。そして、勝納橋にまた上るのが見られて非常に心強いのですけれども、しかし、どうもその産卵箇所がうまくないという。私たち、余市の水産試験場の技師の方々にお伺いすると、一番いいのは天神町の旧焼却場の前あたりが手いっぱいだろうと。あそこまで上ればいいのだと、こういうことを伺っております。したがって、そこまでの落差工となると、まだ3本以上なければならぬだろうかなと思いますので伺っている次第なのですが、これからの計画上からは、いつごろその天神の旧焼却場前あたりまで行くか、計画はあるのでしょうか、お答えください。

（建設）宅地課長

平成18年度の施工予定といたしましては、奥沢中央橋というところから、上流に向かって整備していく予定にしております。聞くところによると、約800メートルぐらい、ミツウマ本社ぐらいまで行くのではないかなというふうにはお聞きしておりますけれども、予算の関係上できるかどうかはちょっとわかりませんが、予定としてはなっております。その後引き続き、19年、20年度と、上流に向かって整備していくというふうには伺っておりますので、その整備に沿って落差工と魚道の整備がなされていくものというふうには聞いております。

武井委員

この落差工の終点と伺いますか、魚道の終点はどこまでを考えているのですか。

（建設）宅地課長

魚道の終点につきましては、勝納川はそもそも奥沢水源地の段差のところまでとまっておりますので、あの手前までの整備というふうになっております。

武井委員

サケの生態上、あそこまで行けないのだそうです。途中で卵が出てしまうので、だめなので、せいぜい今申し上げました天神の旧焼却場の前あたりが手いっぱいだと。したがって、そこまでの魚道を何とか早くしてくれというのが技師の言い方なので、ぜひともそういう方向へ向けて努力をされてほしいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。建設部長、どうですか。

建設部長

今のお話を聞きましたので、その内容について、整備をする小樽土木現業所とも協議をしたいと思ひます。

武井委員

アール・アイの貸付金について

2番目の質問ですが、アール・アイの貸付金について、予算にありますのでお伺いします。これは中心市街地活性化対策事業費としての中に、こういう貸付金をやっているようですが、中心市街地の開発はもう終了いたしました。これは一体いつまでやるのでしょうか。平成16年度は2億8,000万円、17年度が2億6,600万円、18年度が8,000万円、こういうふうに非常に高額な金額を貸し付けたと思いますが、この返済のことも含めていつごろまでやるのか、御答弁ください。

（建設）庶務課長

アール・アイの貸付けにつきましては、経営の安定を図るために、当初より小樽市がアール・アイと協議の上、貸付けを行っております。昨年、今後の経営安定のためにアール・アイとシミュレーションを話しまして、金額も平成18年度から8,000万円という数字に落ちた中で、経営の安定を図っていくということで話し合いがされております。今後の予定でございますが、そのシミュレーションの中では、平成35年まで予定しております。

武井委員

今、平成18年ですから、あと17年あるわけですが、返済は今残らずきちんとなっているのでしょうか、いかがですか。

（建設）庶務課長

毎年きちん返済されております。

武井委員

これは、利子の面はどういうふうになっていますか。

（建設）庶務課長

利子につきましては、年1.375パーセントの利息を含メートル金額の返済をいただいております。

武井委員

そうしますと、これは平成35年まで中心市街地活性化事業対策費としてずっとのるのでしょうか。この開発事業そのものはもうなくなっているのですが、これから17年間もこのままいくのでしょうか。その名目はどうなるのでしょうか。

（建設）庶務課長

現在のところ、中心市街地活性化の事業費として予定しております。

武井委員

どうも、新聞は3日前も古新聞といいますけれども、17年も、もう終わった開発の名前をそのまま使っていくというのは、ちょっとおかしいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

建設部鈴木次長

この貸付けにつきましては、年度当初に、当年度分の貸付けをして、そして年度末に返済をしていただく。その都度終了している形にはなるのですけれども、当初考えているのは、平成35年までということで考えていますけれども、これについてはアール・アイの事業自体もどうなるかということは市ともその都度協議していますので、今後についても、一定の時期にはやはり協議をして、果たして平成35年まで続けていくのが妥当なのか、そういった検証がずっとこれからもとられたり、場合によっては、その返済が途中で終わることも視野に入れていこうというふうに考えております。

武井委員

これ、平成16年あるいは17年当時から見ると、三八、二十四だから、3分の1になっているわけです。そうしますと、返済能力、これが16年、17年後の能力がそのまま存続すれば、この17年という期限がぐんと3分の1に減るわけです。ですから、そういう意味では、何かやはりもう議員もあと17年たつと、大半がわからなくなってくるような残高だと思うのです。にもかかわらず、そのままずっと続けていくというのは、どうも市民にも納得がいかないのではないかなと思うのですが、建設部長、最後に。

建設部長

アール・アイに貸付けをする趣旨は、今、次長又は庶務課長から話したとおりでございます。当然長期間の経営安定策として既に出資をさせてもらっていることで貸付けをしてございますので、その途中で小樽市がとめてしまうということは、この事業がだめになるということにつながるのです。もし、今、委員がおっしゃるようなお話であれば、例えば今、小樽市が貸し付けているものを市中銀行に振り替えるという何らかの処置をしていかないと、この事業は破たんをするということでございます。ですから、途中でアール・アイの方とそういったことについても議論をした中では、やっていける部分はあると思いますので、それはまだ今の収支で見ますと、まだ短期では安定していますけれども、長期についてはまだ安定した余力を持っていませんので、これは每期ごとにアール・アイと相談していますので、また引き続き相談をしていきたい、こう思います。

武井委員

ぜひとも市民の納得のできる、事業名がもうなくなっているのに、その名目をうたわれているということではどうも困りますので、市民に我々も説明のしようもなく困りますので、ぜひともそういうベターな方向に向けて。

建設部長

中心市街地活性化対策費というのは、あくまでも私どもが中心市街地の活性化について、まだまだ事業を推進している中では、この事業はまだまだ続くというふうに思っていますので、このために残している事業費ではありませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。まさに私どもの街なか活性化計画、そのサンプルに基づく、市街地活性化に基づく計画とかという形の中では、昔のメニューから変わっていますけれども、実際には活性化事業をやっていますので、そういった意味ではこの対策費というのはずっと残っていくかというふうには感じます。

武井委員

この中心市街地という名前の冠のついたこの活性化対策は、電線の地中化をしたことによって終わったのではないのですか。

（建設）まちづくり推進室長

今、建設部長の方から説明いたしましたのですが、昭和61年に中心市街地活性化計画というのがまず一つできまして、その後法律の見直しとかという形もありますけれども、まず小樽市が中心市街地を活性化していくという事業の一つとして稲北再開発事業があります。今、委員のお話にありましたように、メニューがたくさんあります。歩道の高質化とか、中央通の区画整理事業とか、そういった中の一つでございまして、この中心市街地活性化計画、これはおおむね10年スパンで計画を立てていくものだという、今の法律では決まっておりますので、そういった状況を見据えながら、先ほど建設部長が答弁しましたように、街なか活性化計画の位置づけの中で、事業は終わりましたけれども、資金の計画については、そういう予算の中で組まれているものというふうに御理解していただければというふうに思います。

武井委員

事業が終わったけれども、今後もまだ17年継続していくのだという今の説明、どうもそこがわからないのですよね。

建設部長

アール・アイを立ち上げ、それに対して小樽市が支援をするということは、今まさに平成35年まで続くということだというふうにまず御理解をお願いします。もう一つ、中心市街地活性化に向けては、日ごろ話しているように中心市街地活性化法という法律に基づいて、街なか活性計画という形をとっています。まさに、さまざまな例えば歩道の整備とか、道路の整備とか、そういったものを含めて、またソフトの部分も含めて、事業をどんどん展開しているわけです。それがまさに今、中心市街地活性化の事業費という位置づけには変わっていないということです。ですからアール・アイの部分も包括されている事業だというふうにお考えいただきたいと思います。

武井委員

およそわかったようなわからないような内容ですが、いずれにしても、あまり20年、30年という大きな、これ、中心市街地という昭和62年ごろから始まった事業ですね。そうしますと、もう20数年たっているわけですから。それに、さらにまたこれから17年というふうになって、10年スパンだと言うけれども、ある程度きちんとしていかないと、だから小樽は赤字で苦しんでいるのだなんて言われますので、ぜひともいい方向に、あきれられない方向に向けてやってほしいなど、これは要望しておきますから、やってください。

除雪費補助について

それから、除雪費の問題について、補助金の交付金ですが、お尋ねしたいと思います。1回目の交付金の基準日は1月10日だと伺っていますが、しかし、この選定基準はクリアしたものの、除雪の執行率が該当外になったため

に、この金額が来なくなつたとお伺いしています。そこでお伺いするのですけれども、2 回目があるので、それぞれの申請はしたということですが、2 回目の基準日というのはいつごろになっているのですか。

建設部 関野次長

国の方からの除雪費の補助につきましては、1 回目の 2 月 3 日、記者会見がありましたときに、既に 1 月 10 日からほぼ 1 週間置きぐらいに調査物が来ています。執行状況とか、降雪・気象状況、そういうものについての調査物が来ていまして、その調査物が 2 月下旬まで行っておりまして。今の段階では、いつの時点でのものを利用して、この検討に入っているかということについては、我々のところにまだ情報が入ってきていません。実際には、2 月末までいろいろな執行状況及び気象状況につきまして、資料を提供しているところです。

武井委員

この 2 回目の執行率はどういうもくろみでいますか。

建設部 関野次長

執行率というのは、分母に対する分子というのが何ぼということなのですけれども、前回のときの、2 月 3 日の発表のときのものにつきましては、1 月 10 日現在の執行状況、その分母の部分につきましては、過去 7 年のうち異常値を、言うなれば降雪量の大きいものを外して、7 年のうち 2 か年を外して、この 5 か年の平均の除雪費ということで計算しています。それに対して、1 月 10 日までの除雪費の執行率を計算したものを出しています。それが約 30 パーセントという結果です。

2 回目につきましては、一応執行率幾らという形で出しているのではなく、調査日でどれぐらい執行しているかということを出しております。それで、今ちょっと資料を持ってきていないのですけれども、2 月の一番最後の段階では分母を何にとるかというか、前回と同じ数字でいけば、たしか 100 パーセントを超えている形になっております。ちょっと数字については、今資料を持ってきていないので申し訳ありません。2 月末の最後の調査法では、100 パーセント以上の数字を出しています。

武井委員

冒頭お話ししましたように、計算の仕方も今度変わったということ聞いています。したがって、私たちとしては、後志では 4 町村しか当たらなかったということで、小樽市の場合は選定基準はクリアしたのだけれども、その除雪執行率で外された。したがって、私たちは、2 回目ですらとしても、またこの執行率が悪ければと思ったのですけれども、今、30 パーセントから今度は 100 パーセントになったというお答えですから、そうしますと 2 回目の交付金は期待していいかなと思うのですが、いかがですか。

建設部長

私どもも何としても適用を期待している中で、私も北海道開発局の方と打合わせをさせてもらった中で、1 回目の基準と 2 回目の基準の違いとか、そういったものについては、実はお知らせいただいていないのです。けれども、基準はともあれ、小樽市の現状については、口頭ですけれども苦しい状況は伝えた中で適用についてお願いをしているということでございますので、今段階で適否についてはまだ判明していないというところでございます。

武井委員

適否判定していないと言うけれども、この判定をするのは年度内に出る予想なののでしょうか、それとも年度を越えるのでしょうか。

建設部 関野次長

実は、今日、国の方というか、北海道開発局の担当の方に電話ですが連絡をとりまして、確認をとりましたけれども、そちらの方もまだ今の段階では情報が入ってきていないということです。そういうことなものですから、我々も情報を逐次収集しながら対応してまいりたいと思います。できれば、当然早い時期にその決定を見たいというところがあります。

武井委員

今回の小樽市の除雪費は、総計で14億円かかったわけですが、この公金が来るとすれば、どのくらい期待していいでしょうか。期待はできないの。もう勘定しているのではないですか。

建設部関野次長

除雪費の補助についてなのですが、基本的には市町村等につきましては、補助制度というのは原則ございません。ただし、大雪の年に限って、特別な措置として国の施策としてやっているというのが実情でございます。市町村ではなくて、都道府県単位、政令都市なんかではそういうものがあるのですが、一般の市町村についてはありません。その年の大雪状況によっていろいろとあるのですが、昨年もあったのですが、小樽市には何もなかった。それで、基本的には除雪費すべてということではなくて、一般的にその補助については、積雪寒冷地事業というものがございまして、それが補助の対象の基準として国は考えていまして、積雪寒冷地につきましても、小樽市の道路すべてが対象ということではなくて、一般的には、我々の方では1級道路、1級幹線、2級幹線という種別がございまして、その中に生活道路全部を対象としていることはないのですが、その中で一部その対象となるバス道路とか、そういうメーンの道路が対象ということで考えていますけれども、できるだけ少しでも多くの補助事業の対象となって、一応補助事業の2分の1が対象ということで補助金というふうにから聞いております。そういうことなものですから、対象となったものがすべて補助認定されて入ってくるということではないのですけれども、できるだけ少しでも多く入ってくるように努力したいと思っております。

武井委員

胸勘定をしると言ったら、なかなか難しいと思いますが、いずれにしても1円でも多く早期補助を、市長みずからも期待しているのではないかと思いますから、よろしく頑張ってくださいと思います。

組織改革と雪対策について

次は、組織改革と防雪対策についてお伺いしたいと思います。

小樽市の組織改革をしたことによって、建築都市部と土木部が合体になりました。そんなようなことで、非常に大きな影響を受けたものと思っております。この組織改編になっただけでも、これは大変なことだったと思うのですが、その上にこの今回の豪雪という言葉が今度は認定されたそうですが、この豪雪に見舞われたということは、これは大変な御苦労をなさったと思うのです。そこで私は、この14億円も使った成果と欠陥を、集約しておくべきではないかと。これはお金を出してもできる問題ではないので、この経験を生かしてやるべきではないかと思うのです。だから、これらに対する考え方からまずお伺いします。

建設部長

このたびの大雪で、市民の方々に多くの御迷惑もかけ、協力をいただいたことについては、深く感謝しているところでございます。そういう中で、委員がおっしゃるように、私どもがまさに雪対策本部という部分についても、どういう形で今後あるべきか、さらには市民の方々とどういった形の中で協力体制をとっていくべきか、もう一つは原点といいましょうか、話し合いを持っていこうというふうに考えてございますので、通常は秋口に今、地域の方々と懇談していますけれども、できるだけ早い、4月を迎えた以降、早い段階からそういった問題整理とか、市民の方々と懇談会なりを精力的に進めるということで現在考えていますし、またさらにいろいろな市民以外の方の御意見を聞くことも考えていますので、しばらくそういったことで改革というのでしょうか、組織のあり方については見直しを前提に検討したいというふうを考えています。

武井委員

私も説明がちょっと不足したかなと思うのですが、私は市民の御意見を拝聴するのも、これは一つの方法かと思いますが、この組織改革をした直後に来たこの豪雪対策です。したがってこの組織改革のどこに欠陥があったのか、どこがプラス面だったのか。そういう意味で、まず足元の職員やその関係者から意見集約をまずやってみたら、ど

こがよかったのか、どこに欠陥があったのか。

例えば、今回の代表質問をお伺いしますと、それぞれのステーションの連絡が悪かったのではないかという指摘の声が聞こえてきました。なぜ、ステーションの連絡疎通が悪かったのか。これは、組織改編のどこかに欠陥があったからではないのかとか、そういう、私は部内のまず組織を再点検といいますか、やるべきだと。そして今度は、職員の、私は今この問題は、せめて課長、そういう役職の方々に提起をして、それから職員の方々にはアンケートでもして、どう思いますかとか、気がついた点はどうだったのか、成果と欠陥を集約するようなアンケートをとるべきではないかと。そして、その次がこの市民への問題であって、内部をまずきちんと整理すべきだと思いますが、いかがでしょう。

建設部長

私はそういうことも含めてですが、雪対策本部という形で話したつもりなのですが、その土木部時代は土木部の所管の職員を中心に雪対策本部をつくっていた。それが今回の改革をすることによって、建築都市部も含メートル組織の中で、昔の旧両部がまさに対応しているということですので、そういう意味では対策上は補強し得たというふうに思っています。それは、実例として今年は、建設部の課長職が雪対策課の方に土曜、日曜詰めて苦情に対応するとか、さらにはその職員には迷惑をかけましたけれども、公営住宅の除雪のボランティアをするとかという点で、まさに部、要するに旧土木部と旧建築都市部が一体になった組織としてやれたという点については、この改革というのは効果があったというふうに考えています。ただ、今回のように異常な豪雪の中で、また、ステーションごとに降雪量、積雪深が大きくバランスが崩れたときにどう対応するかという点については、確かにステーションの連携が悪いというふうに判断される部分もあるでしょうけれども、それよりもっと問題の本質というのは、まさにステーションの機動力なりそういったものの違いだと思っています。

ですから、トータルとして当然、今回のことについては、組織の見直しをします。ただ、アンケートをすべきかという点については、しょっちゅう私どもは関係課長会議という形の中で集まって議論をしていますし、また、各課はもとより、係長、係員も含メートル議論をしていますので、そういう中で意見を十分吸収できていると思いますので、そういう中で今後のあり方については考えたいというふうに考えています。

武井委員

私がこれを言ったのは、非常に皆さんがお忙しい中で、機構改革はまたぎゅうぎゅうと詰め、特に無駄のない立場の上にもまた無駄をなくするためにやっている組織改革だと思っていますから、そういう意味では会議もしょっちゅうとれないだろうから、せめて会議をするのであれば、課長以上の会議の中から集約をし、そして職員の方々の中から、皆さんの今回の成果と欠陥についてのアンケート集約をしたらどうだと。そして、そういう中から、今回の失敗した問題についての点があれば、それを克服できるような報告をするべきではないか。私は、皆さんが大変だったと思うのです。今年は豪雪の上にアスベスト問題があり、さらにまた偽装問題があり、本当に思わぬ事項がみんなのしかかかってきたということでは、大変だったと思うのです。だから、そういう意味で、なかなか会議を開くといったって大変だろうから、せめてそうしたらアンケートでもとったらどうかと、こういうことでお尋ねしているわけなので、ひとつびしっとした答弁を。

建設部長

アンケートについても、課長会議の中で、どうあるべきかきちんと議論をした中で考えてまいりたいと思います。

武井委員

オタモイ地区公衆浴場について

最後の問題として、この住宅のストック計画が平成21年度までできたと。この中を見ますと、オタモイ団地の計画も盛り込まれています。ところが、この中、予算書を見ますと、オタモイ地区公衆浴場用地借上料21万4,000円が盛られています。私はこの満寿美湯の対策は、非常にこれは大事な問題だと思います。このオタモイ地区に住宅を

建てるときに、平家でもって各住宅にふるがついていないということから、満寿美湯を借り上げて市民に、市営住宅の入居者に対して提供していると、こういうことですから。私の言いたいのは、これをやめるタイミング。今、第 1 棟、第 2 棟ができ上がりました。今できつつあります。これができると、みんなふるが今度はついているわけですから、そうすると、市がやっている、委託している満寿美湯の利用が少なくなるわけですね。そうすると、市がますます苦しくなってくるというように、いい反面に、また逆の面が出てくる。ところが、今残っている団地の方々はふるがなければどうしようもないわけですから、結局、前に最上町のときに経験したように、バスのことも考えてあげなければならぬような状況になってくる。こういうことが出てきます。したがって、私は、このふるの問題は非常に長い、今後のこのストック計画とあわせて非常に重要な問題だと思っていますので、赤字になって苦しいでしょうけれども、ふるをやめるタイミング、どう考えているか、お知らせしたいと思います。

（建設）竹田主幹

ストック計画の関連ですので、私から答えたいと思います。満寿美湯の維持費といいますが、現状赤字です。それで、その分を補てんするのと、それと土地が民間の所有ですから、この土地代を払っている、こういう形になっています。それで、今、ストック計画を平成 21 年度までつくって、オタモイの建替えを進めるという形です。現在、256 世帯が簡易耐火構造 2 階建、簡易耐火構造平屋建に住まわれていると、こういう状況があります。2 号棟が 50 戸できます。そうすると、単純にすべて移っていただくと 200 戸残るとということで、これについては 3 号棟、4 号棟を今つくっていく中で、一定程度解消できるだろうというふうに思っていますけれども、いずれにしても 21 年度までの中では、全戸解消することはできないという中では、引き続きふるのない住宅に住まわれる方がいらっしゃるということは現実としてあります。次年度については、今年度の第 1 回定例会の中で予算を出しておりますので、満寿美湯を維持するという形で今、事業的には展開をしています。

今後の部分についても、引き続きそういうふるのないところに住まわれている方が一定程度いらっしゃるという現状を踏まえて、これから 19 年度以降を考えていかなければならないというふうに思っていますけれども、委員がおっしゃるように、これからの建替え事業の進ちょく状況とか、それからどれだけ住まわれているか、あるいは入居者の意向とか、そういったことも十分とらえながら、慎重にいろいろな方法も含めて検討しながら考えていかなければならないものと思っておりますので、そのあたりは我々もかなり慎重に判断をすべき課題であるというふうに思います。

武井委員

この 3 号棟、4 号棟で、この残る 200 世帯の問題を解決してあげなければならぬと、こういうことで、せっかく今できて、50 戸が解決したとしても、現在がもう既に赤字だという内容です。それであってもこれはやめるわけにはいかないわけですね。ですから、そういう手の引き際を、もういいかげんだからまあいいわということではなくて、やはり最後まできちんと、ふるのない住宅を建てたのは小樽市なので、そのところをきちんと住民の気持ちを酌んであげて、ふるを維持してやるようお願いをしたいと、こう思います。その決意をいただいて終わりたいと思います。

建設部長

この件については、委員のおっしゃるとおりでございます。そういった中で、衛生面も含めて重要な話ですので、きちんとした維持をしていくのか代替をするのかも含めて、やはり住民の意向を尊重しながら解決をしていきたいというふうに思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

小樽駅前第 3 ビル周辺地区再開発について

それでは、小樽駅前第 3 ビル周辺地区再開発について伺います。

一般質問でも聞きましたけれども、テナント誘致は長崎屋、都通り商店街と競合もあり得るというお答えでしたが、今、どんな業種が候補に挙がっているのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

準備会の方では、さまざまな業種・業態について誘致を行っているところでございますが、具体的な業種については、まだはっきりしていませんけれども、飲食、物販などを中心に今誘致を進めているという状況になっております。

新谷委員

今までと変わらない一般的なお答えなのですが、都通り商店街の通行量調査を市の経済部が行っております。それを見ますと、やはり減っておりますよね。それで、やはり商店街にとっても、これからどうなっていくかということは、非常に不安を抱えていると思うのですが、こういうところはまちづくりとしてどういう方針、対策を持っているのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

小樽駅前第 3 ビルのテナント誘致について、既存商店街とのバッティングと申しますが、そういうものもあるという中身の中で、どういうまちづくりということを考えているのかということでございますけれども、今、小樽駅前第 3 ビルの再開発事業というのは、小樽駅前第 3 ビルの権利者を中心に準備会をつくって、計画立案しているところでございますけれども、基本的に準備会としては駅前の立地性とか、あるいは中心市街地のそれこそ活性化とか、そういった部分でまちなかの活性化に寄与するような施設づくりをしたいということで、今、検討を進めております。そんな中で、既存商店街にもいろいろな業種・業態がございますので、必ずしもそれらと全くバッティングしない中での誘致というのは現実的には難しいと思っておりますし、逆に言えば、そういった業種と競合することによって、またお互いの相乗効果も図られるのではないかと申している部分もありますので、その辺も準備会の中で協議をしながら、どういった業態・業種がいいのかということ再度話し合っ決めていきたいというふうに考えております。

新谷委員

確かにそういうことはあると思っておりますけれども、しかし、やはり個人商店とか、そういうところが圧倒的ですよ。だから、もし大きな業者が来たら、もう太刀打ちできなくなるようなことがあり得るので、その辺を十分踏まえていただきたいと思うのです。

それから、ホテルの件なのですが、再開発コーディネーターが、観光客の半数が列車を利用しているから需要が見込まれるということでしたけれども、観光客が滞在を希望しているのか。滞在型の観光ということがいつも言われているわけなのですが、こういうデータがあるのかと経済部に聞きましたら、それはないと言うのです。それでは、そのコーディネーターがどういう調査あるいはデータに基づいて、この需要が見込まれるということと言えるのか、その辺の裏づけはどうでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

本会議での御質問にもございましたけれども、データとしては、JRを利用して来られる観光客の方が結構多いのです。ほぼ半数ぐらいいますという、そういうデータに基づいて話をさせてもらっていますけれども、そのほかに一般的に考えても駅前という利便性のよさというのは、やはりこういった宿泊施設を設置するに当たっては大きな要件になるのではないかと申しているのですが、最終的には準備会を通じてコーディネーターがいろいろなホテルと交渉をして、最終的にシステムも含めて決定されていく状況になっておりますけれども、これまで

そういう意味では東横インという固有名詞が出てきたわけでございますけれども、東横インにつきましても、独自にリサーチといたしますか、独自のデータの中で当然小樽の駅前のこの位置で需要が見込まれるという判断をして、出店という判断をされたというふうに思っておりますので、今後、ホテルの誘致という形で取り組んでいますけれども、誘致先のホテルにつきましても、当然前向きに検討してくれるところがあれば、小樽の需要等も独自にリサーチした中で出店を決めていくと思っておりますので、今の状況ではっきりとこうだという話はなかなかできないかなというふうに思います。

新谷委員

今、大和ハウスが賛助会員として入っているというふうに聞いていますけれども、大和ハウスは最近、市街地駅前を活性化するための企画提案をしているということで、ホテルの業種にも乗り出しているのですけれども、全部大和ハウスがやりますというふうになるのか、あるいはそうではなくて、東横インがだめになったのですけれども、かわって応募をしているところがあるのか、これらはどうですか。

（建設）まちづくり推進課長

大和ハウスの方で、マンションのほかにもホテルの方も進出して事業を行っているというのは私も承知しておりますが、ただ、大和ハウスが一般的にやられているのは、ビジネス系のホテルでなくて、リゾート系のホテルというように聞いております。ただ、関連会社でビジネスという部分もあるようですけれども、今のところそこも含めて準備会としては声をかけているというふうには聞いています。ただ、実際にやるかどうかという部分についてはかなり厳しいのではないかと、そんな状況になっております。ホテル、そのほかにも声をかけておりますので、今後、トータル的に条件のいいところももし出てくれば、その中でどこにするかという判断がなされるのかなというふうに思います。

新谷委員

応募しているところはどれぐらいののですか。

（建設）まちづくり推進課長

今、それこそ複数のところに声をかけていますけれども、今、二、三のホテルの方から前向きに検討したいということ聞いております。

新谷委員

まだまだ見えない部分がたくさんありますけれども、マンションなのですけれども、17階のマンションという60メートルぐらいだそうですけれども、今、耐震偽装の問題なんかで非常に不安を生み出している中、果たしてこのようなときにどれだけの需要が見込めるのか、また、あそこは特別景観形成地区でありながら高さ制限がないところですが、駅前にどかんと高いものが建って周りとも調和しないのではないかと、そういう意見もありますし、それから万一地震、火事、災害が起きた場合に、高い建物はあまりよくない、むしろちょっと低い方がいいのではないかなと思うのですけれども、市としてはそれをどのように考えていますか。

（建設）まちづくり推進課長

マンションの計画についてでございますけれども、今60メートルぐらいというお話ですけれども、耐震偽装に関して話をすれば、現実的にはまだどのぐらいの高さや階数にするかは、決まっていない状況でございますけれども、それなりに確定していきましたら、これだけ耐震偽装で騒がれている状況の中では、その辺のチェックは逆に厳しくされるのではないかと、そういうふうに思っております。また、今のマンションに対する不安についても、そういう意味では逆の見方をすれば、こうやって騒がれているから、しっかりした構造の建物が建てられるという、そういう部分があるのではないかと、そういうふうに思っています。また、マンションの需要についても、やはりまちなか居住という中では、一つこういう住宅というのは、まちなかに必要なかなというふうに思っています。

また、特別景観形成地区で高さ制限がないということで、周りとの調和という部分でどうするのか、また、万一

の場合に低い方がいいのではないかとということでございますけれども、最終的に計画が示されれば、私どもの方で景観保護も扱っている部署でございますので、基準法でいう高さの規制というのは当然出てきますけれども、そのほかに景観という観点からどの程度の高さが妥当かどうかという判断は当然していかなければならないというふうに思っておりますし、万一の場合低い方がいいという部分については、それなりの構造計算の中で判断されると思っておりますので、必ずしも低くて安全だということにもならないのかなというふうに思っております。

新谷委員

それは耐震とか火事なんか、災害の場合にという、大きく考えてですから。

ところで、改めて聞きますが、大成建設がこの事業にかかわっておりますが、どのようにかかわっているのですか。

（建設）まちづくり推進課長

大成建設のかかわりでございますけれども、大成建設は事業協力者として、この再開発事業といいますか、この準備会に参加してございます。その事業協力者という部分では、今、基本計画を進める中では、準備会の方ではなかなか資金も大変だという部分がございますので、そういう資金的な部分の支援なんかもしていますし、あるいは技術的な部分のアドバイスなんかもしているという状況にあります。

新谷委員

大成建設は、新聞でも報道されましたように、米軍施設の建設において 8 割が落札率 95 パーセント超ということで、東京地検特捜部の強制捜査も受けています。今、準備会が出してもらっているお金、それはこの談合でもらったお金ではないのかということもささやかれております。ですから、一般質問でも言いましたけれども、企業倫理としてどうなのかということでも聞きましたけれども、やはりどこでもいいということではないと思うのです。やはり後々後悔が残らないような、そしていいまちづくりをするためにも、こういうところはしっかりとした考えをもってやっていかなければならないのではないですか。

建設部長

大成建設の選択というのは準備会の方でしたことですが、その選択の一つにやはり今の小樽駅前第 3 ビルが大成建設で施工されたというのが一つのキーワードです。実際に地中の状況はどうなっているかと、まさに再建をするときのポイントになります。というのは、くいがもう入って、耐圧板という板を打っているわけです。その厚さとか、どの位置なのかというのは再建ビルにとっては非常に大きな問題になってくるというようなことで、事業者であるというのがまず大きなポイントですし、また一方、再開発について多くの事例をお持ちの企業ということもあって、いろいろ今、アドバイスなり、テナントの誘致に関しての協力を準備会が契約した A L E X ・ I N A という J V と連携してやっていただくような形の中で、そういう中ではかなり多くの成果をもらいながら事業を進めているという点では、準備会としては大成建設についてはある程度満足いける成果が得られるというふうに皆さん感じ取っているということでございます。

新谷委員

東横インは問題が起きて撤退しましたけれども、大して変わらないのではないかなという感想があります。

次、プールについて伺いますけれども、地権者の皆さんはプール建設には反対ではないということを知っていますが、一般質問でも聞きましたけれども、市の中心部に公共公益施設があるのは市民のために役に立つことであると。行政みずからが公共公益施設の集約立地などに積極的に取り組むべきであると、こういうふうに社会資本整備審議会の第 1 次答申でも言っております。そして、市長答弁でも、市営プールを否定しているものではないと。要請するものは要請しますと、はっきりと強い口調でおっしゃいましたけれども、市として今どんな形で要請しているのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

プールの準備会への要請についてでございますけれども、東横インがこういうことで断念せざるを得ないという状況になったということから、改めてプールの位置も含めてもう一度その部分についての再構築をしていかなければならないという状況になりましたので、改めてプールの誘致とあわせて存置可能かどうかについて検証をするよ
うにということを準備会の方に要請したというところでございます。

新谷委員

準備会というのは、どういう割合で開かれているのですか。

（建設）まちづくり推進課長

準備会につきましては、大きな出来事という、その節目節目といいますが、そういうときに準備会を開催すると。準備会は地権者の方はほとんど入っていますので、適宜開催するというので、その準備会の下に役員会というのがありまして、その役員会、さらには幹事会という組織もございまして、そういう準備会の下にある組織の中で、いろいろ議論もしていくということで、準備会自体はそういった下の組織という中で議論をされた中身の中で、大きな出来事が起きたときに準備会を開催していくというふうになります。

新谷委員

先ほど大成建設の問題など、ちょっと言いましたけれども、市営プール存続を望む会の方々は再開発に反対しているわけではありません。市長は要請するというので、今、プールを入れた形でどういうふうになるのかということも含めて再構築をしなければならないということでしたけれども、言った結果だめだったとか、あるいは検証した結果だめだったということがないようにしていただきたいと思うのです。今、署名がそれからも追加になりまして2万4,027筆になっておりますし、商店街も集客公共施設としての価値が高いということで陳情を出しているようです。スポーツドクターからも陳情が上がっているということで、やはりこれは市民のみんなの利益になるものだから、こういうふうに陳情が上がってきているわけですね。そういうことで、ぜひプールを入れた形にするように、市がしっかりとイニシアチブをとって、残すという強い姿勢で臨んでいただきたいのですが、いかがですか。

建設部長

市長からも答弁しましたように、まさに準備会の方にプールの導入について検討するというので、もう実際に準備会としてはコンサルタントの方にその作業をやらせているという状況にあります。その中で、市長から答弁がありましたように、当然再開発の採算性の問題とか、さらには構造的なものとか、そういったものを総合的に判断して、事業が成立しないかということ準備会で判断をするということについても説明をしたと思っています。その中で、当然絵的には、今のこれまで誘致をしてきているマンションなり、物販とか、そういったものもある程度入れながら絵をかいてございますので、それもあまり多くの時間をかけずに、ある程度方向性を引き出すように重ねて準備会の方に言っていますので、それまで結論を出していきたいということでもあります。

新谷委員

いや、そういうふうになっていくと、最初のスタートに戻って、結局は採算性が合わないからだめだというふうになりかねないのですよ。だから、そういう点でやはりもう中心街には、こういう公共施設、プールが必要だということは認めているわけですね。この前の一般質問の答弁からもそういうことは、十分伺えましたし、5万人の利用ということは、それ自体が中心市街地の活性化にも役立っているということですから、そういう点でやはり最大限残すということで頑張ってもらいたいということなのです。

建設部長

ですから、市長からもプールのありようについては、市長も話したように、必要であるという判断をしています。その中で、この再開発の中に入るかどうかについては、そういった経済性や物理的なものとか、そういったものも総合的に判断するように準備会の方に要請したということで、私も言葉で言うのはもうやっていますというところ

まで進んでいますので、その中でやはり準備会の中で、要はいろいろなことをトータルとして結論を出すというふうに考えていますので、市としては要請はしてまいります。しかし、先ほど言った採算性等々については、やはり準備会の方の意向を。

（「そうやって逃げを打つからポーズだと言われるのだというの」と呼ぶ者あり）

いえいえ、さまざまな今検討をしてございますので、それについてはいずれ多くの時間をかけずにお示しをできるような状況にしたいと思っていますので、そのあたりで説明なり、議論をしたいというふうに考えています。

新谷委員

押し問答になるからやめますけれども、市民のための再開発であってほしいと要望いたします。

土木費について

次に移ります。土木予算なのですけれども、平成17年度と比較して、13億1,424万円減っております。かなり大きな減額だと思うのですが、16年度比較ではどうでしょうか。

（財政）財政課長

土木費の平成16年度予算は75億円ですので、今年が55億円ですから、20億円ほど減っている形になっています。

新谷委員

かなりの削減で、これでは土木関係の建設関係の業者の方々も困るのではないかなと思いますが、道路予算、臨時市道整備が減っています。2億3,100万円減っているのですけれども、道路新設改良費、これはどうしてこんなに減ったのでしょうか。

（建設）維持課長

道路新設改良費、これ臨時市道整備事業費の中に、交付金事業などが今までは入ってありました。それで、平成18年度はこれらの事業はないということで、その分が差し引かれまして実際の臨時市道整備事業費の起債対象分だけという形になっております。

新谷委員

この道路の改良、それから側溝整備とか、本当に生活道路に関しては非常に市民要望も多いです。それで、今、この道路改修、補修は計画に対してどれくらい進んでいるのでしょうか。

（建設）維持課長

実際に統計といいますか、数値はとれないのです。結局エンドレスになりまして、悪いところはまた直さなければならぬというような状況が続いておりますので、今何パーセントという数字はちょっと押さえておりません。

新谷委員

キ口数ではどうですか。

（建設）維持課長

それはもうずっと今までの累計で来ていますので、申しわけございませんが。

新谷委員

本当に私たちもいつも要望を寄せられますが、さっきも言いましたように、市内の土木関係者も事業者は、本当に仕事がなく、何とか増やしてとかと要望されるのですけれども、いや、増やしてあげたいけれども、市が増やさないのだということで、つまり業者も市民も非常に困難な状況になっているのです。やはりこういう市民生活にかかわる部分の公共事業というのは、本当に必要だと思うのです。だから、私たちはいつも言っていますけれども、石狩湾新港のあの無駄な事業に市が税金をつぎ込むのだったら、それをやめてでも、やはりこういう本当に市民生活に役に立つ公共事業、そっちの方に回すべきだと思うのです。それが地元の会社の仕事と雇用も増えますし、経済効果も上がると思うのです。ですから、もっとこの辺を考えて、予算を増やしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

建設部長

道路を所管する建設部としては、多くの事業をしたいという思いはたくさんございます。しかし、市全体での予算の状況なりを見たときに、ある一定の要は優先順位をつけた中での整備もいたし方ないのかなど。今、財政再建推進中でございますので、そういった中でできれば近い将来に回復するような状況がもし見れば、建設部として多くの予算づけについて財政当局の方に要求をしまいたいというふうに考えています。我々としてもいろいろ苦しい選択をしていることについては、御理解いただきたいと思います。

新谷委員

今、経済部もありません。財政部がありますので、やはりこういう経済効果なんかも検証していただきたいと思うのです。細かいことは後にします。

除雪について

次に、除排雪について伺います。先ほど民主党・市民連合の武井委員から補助金について質問がありましたが、特別交付税は、前回前倒しは12市町村が対象になって、小樽市は対象外だったということだったのですけれども、今回はどうだったのでしょうか。受けられたのでしょうか。

（財政）財政課長

3月分の特別交付税は、今日午前中の閣議で決定されて、私どもには小樽市に来る分がわかったのですが、3月分としては10億2,800万円来ることになりました。平成16年度が9億200万円でしたので、対前年で1億2,600万円ほど増えております。ただ、前年の数字といたしましても、国全体は16年度に比べて17年度は6.4パーセント減っている中で、私ども小樽市は3月分だけで言えば14パーセント伸びておりますので、この分はやはり今年の大雪の分が加味されたのではないかと考えております。

新谷委員

ひとまず安心しました。御苦労が実ったというところだと思うのですけれども。

今年は補正予算を2回も組んだおかげか、除排雪が去年よりもよかったと思うのですけれども、やはり気になるところがあるのです。毎回のように言っていますけれども、通学路、歩道除雪がされていないために、通学時に小さな子供が車道を歩かざるを得ない。しかも、それは小さな道路ではなくて、一応そのまちではメインになっている道路ということで、小学校の周りはきれいになっていますけれども、そこへ行く道が危ないわけです。今、小学校で安全マップ、こういうものを町会などと一緒に検討してつくっている学校もありますし、学校側が実情をよくつかんでいると思いますので、その要望とか問題点を聞き取って、改めて通学路の除排雪について子供の安全を守るという点で検討してほしいのですが、いかがですか。たくさんあるので、どことは言いません。

（建設）雪対策課長

通学路の除雪ということでありまして、これにつきましては、昨年度から教育委員会の方とも対応しながら、今、委員が言いましたように、学校中心の部分の通学路については確保するようになってきている。そういう中で、小学生が通るところが全部を通学路という形の位置づけされますと、うちの方も当然できない部分があるものですから、先ほど言いましたように、安全マップとか、そういうのについては教育委員会と協議する中で、メインの道路に区切ってうちの方で除雪体制がとれるかどうかも含めて、今後、教育委員会と協議しながら、また、学校の安全マップ等を参考にしながら、除雪体制の中での通学路の部分は確保していきたいというふうに考えております。

新谷委員

教育委員会もそうなのですけれども、必ずしも学校の方から教育委員会にすっかり上げているというわけではなさそうですね。遠慮しているのかどうなのかわかりませんが、やはりじかに聞き取りが必要ではないかなとも思うのです。

それから、勤労女性センターで学童保育をしていますけれども、子供たちは学校が終わってからそこに歩いていかなければならないのですが、今年はどういうわけかひどい雪山でした。ついついもう言わなければならないと思って時間が過ぎてしまったのですけれども、なぜあんなふうしておくのか不思議だったのです。まちなかでもこんなひどいところがあるのかなというふうに思いながら歩いてはありましたけれども、やはりそういうところも、学校ではないけれども、学童保育ですから子供が歩く道ですので、優先的に行ってほしいと思います。その要望をして終わります。

北野委員

下水道の財政効果について

下水道の方に伺いますが、この 2 月に提出された財政再建推進プラン実施計画にかかわって、下水道として財政効果を上げる計画をプランに沿ってどのようにして進めていくか、説明してください。

（水道）総務課長

このたびの財政再建推進プラン実施計画についての下水道の財政効果のお尋ねでございますけれども、基本的には計画で考えてございますように、事務事業の見直しあるいは民間委託は既にやっておりますけれども、そういった中身の見直し、それと定員管理の適正化、また、給与の適正化、こういった部分につきまして、重点的に見直したほかに、このたびの公費の見直しと、こういった中で新たな起債の導入など、こういった中で財政効果を上げて計上しているところでございます。

北野委員

この実施計画の36ページに収入と支出の効果額の欄がありますが、支出計の支出の欄の企業債の借換え、資本費平準化債導入、下水道事業債特別措置分について、それぞれどういう内容になっているのか説明してください。

（水道）総務課長

ただいまの 3 本の企業債関係でございますけれども、企業債の借換えにつきましては、平成15年度から導入してございまして、現在 6 パーセント以上のものについて借換えの対象にしております。現に 8. 何パーセントという高利のものもございまして、これについて積極的に借換えをしていきたいと、こういう形で見積もってございまして、合計金額 3 か年の数字で申しますと 9,300 万円ほどの利子負担の軽減というふうになってございます。

北野委員

これは全部、利子負担軽減分ですね。

（水道）総務課長

はい、そのようになってございます。

そのほかの資本費平準化債でございますけれども、これにつきましては、要するに資産を取得した場合の元利償還金、それと減価償却費の落とす費用の部分、これに差が生じますので、これを補てんするべく起債を入れて平準化させると、こういう目的の事業でございまして、これにつきましては、起債の借入額、そのままでございます。

また、下水道事業債特別措置分というのでございますけれども、これにつきましては、従前、下水道の公共事業には雨水とそれから汚水、この二つがございまして、従前は公費負担というのは雨水分でございました。それが、今度は汚水分に拡大になりまして、この見合う部分が大体 4 割相当になります。ただ、従前から雨水分相当の理論計算、想定範囲ですけれども、実際は 7 割ぐらいは公費負担で持つべきだと、こういう部分がございましたけれども、実態としてはうちの場合は雨水分の 1 割相当しかございませんでしたので、トータル 7 割でございまして、実際、雨水 1 割で、今の汚水の部分が 4 割、そして残り 2 割、これ相当部分が特別部分の借入分として今回借入れを起こしているものでございます。

北野委員

結局、支出の削減の大きいものは、今、お話のありました財政の財源のやりくりというか、これを集中期間の間、先に送ると。企業債の借換えはそこにあるとおり利息分は効果があるから、これは効果が出たということはだれでもわかると思うのです。しかし、あとの二つについては、財政のやりくりで先に集中期間が終わった以降に平準化その他でもって延ばしていくわけですから、先送りするわけですから、経営の実態としては、やはりこれは本当に効果があるのかという、集中期間の間はあるというのはわかるのです。

そこで伺いますけれども、下水道事業債特別措置分、これが大変大きいのです。だから、この分は結局借りたら、返済は交付税で措置されるということですよ。だから、その分を説明不足ということではないと思うのですけれども、この財政再建推進プランの中では、一般会計からの繰入れが削減されることが集中プランの効果額というような受止めになるのです。言っている意味わかりますでしょう。だから、返済が交付税で措置されるのであれば、一般会計から持ち出すのが減ったとしても、その減った分は交付税で落とされるのではないですか。だから、繰入金そのものは減るのはわかります。けれども、裏打ちされている交付税措置の分が一般会計で落とされたり、実態としては繰入金が減ったからといって、こういう文章を読んでいくと、財政再建に効果があるのかというふうに私は疑問に思うのです。私の理解が違うのであれば、説明してください。

（水道）総務課長

実際、特別分というのは企業債で起債を起こすわけですから、当該年度については、元金はその部分繰入金の今まで出た部分は圧縮になります。ただ、後年度でその部分は元利償還、当然借金ですので返済していくわけでございますけれども、その返済相当につきましては、一応私どもの制度では全額交付税措置されると、こういうことになりますので、現ナマが先に入りまして、それに係る費用が後年度に入ってくる。たまたまこの起債が大体10年から15年の償還になりますので、据置きが2年と、こういうことになりますので、その元利償還については、交付税が入ってくるという想定をしますと、財政的なこの部分については影響を与えないだろう。そういうことで削減効果があるということ。

北野委員

いや、それはわかります。

私が言っているのは、下水道会計に直接交付税は入ってこないのでしょうか。一般会計に入るのでしょうか。だから、下水道にかかわる分は繰出しとして下水道の会計へ行くわけでしょう。だから、結局、繰出金が減っても、一般会計に入るその額が年度のずれで少しは効果があるというのなら話は別ですけども、一般会計の方に入る交付税が、毎年、毎年のことだから、何年間か余裕というか、自分で抱えているわけでないと思うのです。だから、この限りでは、繰出金が減っても一般会計の方に貢献にならないのではないのかと。そういう疑問なのです。いかがですか。

（財政）財政課長

今、北野委員がおっしゃるとおりでございます。この下水道事業の特別措置分は一般会計から出すことはなくなるわけです。下水道事業みずからが借金をするわけですが、その分は交付税と基準財政需要額からも削減になりますから、実態この部分だけを見れば、そこに財政効果、一般会計側からして財政効果が生まれることにはなりません。

北野委員

だから、結局そういうことであれば、差引きとんとんになるから、下水道の方のいわゆる財政再建推進プランに貢献するということであれば、あと人件費とそれから先ほどの利息の軽減の分、これはわかります。それと、あと委託料の見直しというのが1億9,800万円くらいだから、これが大きいと思うのですよね。人件費は後で議論しますが、委託料の見直しに1億9,800万円ですね。これはどういうふうにしてこういう大きな額を生み出そうとしているのか、説明してください。

水道局原田次長

委託料の見直しでございますけれども、まず一つには、大きいものとして、今、民間に委託をしてございます道央エンジニアリングの委託の見直しを今年度も行いました。その内容としては、一つにはまず流入水量が減少傾向にあるということで、保守点検費をその分削減できるのではないかとということがまず一つございます。

それと大きい部分では、今まで維持・管理に係る薬品の材料費、こういうものを道央エンジニアリングに費用を金銭で支払をしていたということがございますけれども、これを水道局が薬品を買って、それを使っていたとこの方式に今変えていくということによって、薬品代並びに経費の削減が大きくございます。

それと、更新計画を平成25年まで策定をいたしました。これによって、どういう機械が大体この年度には更新されるという目標が定まりました。これによって、いろいろと今まで修繕とか、それから定期点検にかけていた費用を、今後あとこの機械は2年使うという目標ができるものですから、それにかかる費用も非常に今までよりも圧縮できるようにわかりやすい状況になってきた。維持・管理とそれから施設整備とが一体となつてつくった更新計画によって、維持・管理のコストをぐっと圧縮できる、こういうものを積み重ねたものがこの金額でございます。

北野委員

流入水量の減、これの原因と、これによる削減効果額、それから薬品の管理で、水道局が買えば安く道央エンジニアリングが買えば高いというふうに聞こえるのだけれども、そういうことを道央エンジニアリングはやってきた。それから、更新計画の管理維持費で、1回どれぐらいやるのか。だから、1億9,000万円の内訳をちょっとバックデータで示しながら教えてください。

水道局原田次長

まず、最初の流入量の関係でございますけれども、これは一応下水道事業には、全体計画と認可計画というものがございまして、平成16年度に認可変更を行ってございます。それによって、今まで中央処理場であれば4系列使っていたものが、人口の減少とか、経済の低迷とか、いろいろ工場排水、それから生活排水、これをシミュレーションをかけて、それで流入量を予測してございますけれども、そのことによって今まで4系列使っていたものが3系列の水路で処理できるということがわかってきたと。それによって、その保守点検の機械の件数が減少したという部分がございます。

（「お金は、それで幾ら」と呼ぶ者あり）

それで約350万円ぐらいの減少がございます。

それと高く買っていたとか、安く買っていたということではなくて、単価は変わらないのですけれども。

（「薬品でしょう」と呼ぶ者あり）

ええ、薬品の部分で言えば、やはり業者が買うということだと、それにかかわるいろいろな諸経費、そういうものがかかるわけです。要するに、電話をかけるとか、伝票をつけるとか、いろいろ我々にも報告してもらおうとかと、そういういろいろな経費がやはりかかるわけです。そういう部分を水道局が直接これを買うことによって、そういう経費を削減できるということで、薬品代とその経費の減少、そういうものをトータルして3,800万円ぐらい、そういうものの効果があるということでございます。

（「いや、結局、薬品代が安くなるということでしょう。道央がやっていた経費を水道局がかぶって、何で財政効果になるの」と呼ぶ者あり）

単価が安くなるということではなくて、それにかかわる業者としての諸経費が、物を動かすことによって業者としてやはり経費はかかるわけです。そういう経費を。

（「水道局がかぶるのでしょう」と呼ぶ者あり）

一切水道局の職員でその部分は飲み込める、その作業は飲み込めるということで、別に人を増やすことなく、現在の水道局職員でその部分が処理できるということによるコストの縮減ということでございます。

北野委員

この問題、ちょっと疑問がまだありますから、時間の関係ですから、後で個別に聞きます。

最後ですが、病院事業とか、それから産業廃棄物等処分事業とか、特別会計、企業会計で、事業の見直しでの効果額、ここで言えば、事業の見直しで32億円のうち17億円が特別会計、企業会計の収支改善、繰出金の減となっているけれども、結局これらの会計の人件費も入っているわけです。だから、一般会計の人件費と別にして、特別会計、企業会計の人件費の減の合計はどれくらい見込んでいるのですか。

（ 財政 ） 財政課長

今回の財政再建推進プランの中には、特別会計、企業会計の繰出金の減の中には、いわゆる人件費の給与削減分としてはカウントしておりませんで、人件費の抑制の方に企業会計分も集めて効果を出す形になっています。

（ 「 抑制の方でね 」 と呼ぶ者あり ）

はい。

北野委員

だから、人を減らすということでしょう。そういうことですよ。

（ 財政 ） 財政課長

そうです。各企業会計が人員を減らす分については、繰出金の減につながる部分はそちらで見ている。

北野委員

これで終わりますけれども、財政再建推進プランで、今、下水道のことでちょっと伺ったのですが、時間の関係でもう少しきわめなければならない点がありますけれども、どうも今の水道局長の最後の説明を聞いていても、そうしたら市役所の職員でやるのであれば、もっと早くからやっていたら、年間3,800万円の無駄なことをやっていたのかという裏返しにもなる。だから、本当にこういう説明を聞くと、一体あなた方、仕事何していたのかということになるのです。だから、この点については、明日以降でも重大な問題ですから聞きたいということだけ預告して、終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐々木（ 茂 ） 委員

まず、項目を掲げてございますので、順番にお願いをいたします。

耐震構造計算について

昨今、耐震偽装が世間を大変騒がせております。このまず、耐震の診断、一般的なことでどのように診断を行うのかをお聞かせいただきたいと思っております。

（ 建設 ） 佐藤主幹

耐震の診断についてのお尋ねでございますけれども、建物の構造計算につきましては、現在のところ4通りございます。

一つ目にはまず許容応力度計算法、二つ目には限界耐力計算法、三つ目にはエネルギー法、四つ目には時刻歴応答解析法という方法がございまして、一般的にやられているのは、前二つの許容応力度計算法と限界耐力計算法の二通りでございます。

佐々木（ 茂 ） 委員

今問題になっている耐震強度というのは、震度いわゆる基準1.0に満たない。これはいわゆる許容応力度計算法でされているだけではないのでしょうか。

（建設）佐藤主幹

今のお話のありました偽装問題、例えば昨年暮れから問題になりました姉齒事件、それからこのたび問題になりました浅沼建築士の偽装問題、これらにつきましては、現在のところ、いわゆる許容応力度計算法、これは建物の部材の応力が外力に対して耐えられるかどうかという、そういうことで計算しておりまして、これに基づきまして計算した方法、深く聞きますと、建物の保有水平耐力が1.0より下回ったものがあるというふうな話で報道されています。

佐々木（茂）委員

それでは、四つほどお伺いしましたけれども、別に限界耐力計算法についてちょっとお聞かせください。

（建設）佐藤主幹

最近、構造計算方法の理論が大幅に進んでまいりまして、ごく最近出てきた理論の一つに、この限界耐力計算法というのがございまして、これと従来の許容応力度計算法との違いとは、理論的に対比してうまく説明する解析というのはあまりないのですけれども、簡単に言ってしまいますと、限界耐力というのは、地表における地震力がその地盤固有の性質によりまして建物に与える揺れ方が当然異なってまいります。その異なりの動きによりまして、当然建物の揺れ方もそれによって変わってくるわけです。その変わった変化の数値を計算に入れまして、建物がそれによってどのくらいまで変形してもてるかと、そういうふうな理論で計算する方法でございます。

佐々木（茂）委員

今、そういう形の中で診断がされた結果、いわゆる偽装だと。私を感じるのは、いわゆる基準が1.0に満たないというのは、ただ一つの方法をとって耐震性の総合評価というのがされて、新聞報道でこのマンションは偽装だという形の定義づけだけがされているように思うわけです。ですから、私は今、先ほど説明をいただきましたこれらのいわゆる方法、すべての方法に基づいて、四つあるのであれば四つのそういう評価方法の結果を踏まえて、皆さんは知識として持って、自分の建物は大丈夫なのだというふうなことで認知された方がいいのではないかなということ、公表はやはり慎重にさせていただくことによって、いわゆる安心感を与えるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（建設）佐藤主幹

今のお話にありましたとおり、限界耐力計算法というのは、従来の方法に比べまして、建物にかかります地震力の制度、これが非常に精密なところまで計算できるようになりました。したがって、その計算方法で行いますと、より実態に近い建物の構造計算の検証ができるというふうに言われております。したがって、委員のお話がありますように、許容応力度計算法ですと大ざっぱな力に対する答えだったのですけれども、より実態に近いもので、例えば許容応力度計算法で1.0を下回ったものも、限界耐力計算法では1.0を確保できるというふうな建物もあるということで報道されております。

佐々木（茂）委員

より安心感ができ得るような解析方法といえますか、診断によって、まだまだされるようお願いをいたします。

アスベスト対策について

次に、アスベスト対策ということでお尋ねをいたします。市内の公共施設のアスベストについて調査解析が行われ、その対策についても着実に実施されていると思われま。しかし、住民が所有している家屋や家庭用品について、アスベストを含んだ材料が使用されているのではないかとというふうに不安を持っておられると思います。この不安を払しょくするために、建築建材について、建設協会などと協力してどのような建材が使用されているのか、情報収集、整理して市民に周知すること、家庭用品についてもどのようなものに使われているのか、もう少し広報するということが必要ではないかと思われまますが、いかがでしょうか。

（建設）建築指導課長

アスベストが使用されております建材や家庭用品の情報を市民へ広報すべきではないかの御質問でございますが、この一般住宅におきましても、ボード類など、通常ではアスベストが飛散はいたしません、含有している建材や家庭用品が使用されている場合がございます。小樽市としましては、昨年の広報おたる9月号でもアスベストに関してお知らせをしたところでございますが、半年を経過してございます。庁内ではアスベスト対策の会議を組織してございまして、業界からの情報提供も受ける中で、各課所管の新しい情報を集約するなどして市民の安全な暮らしにつながるよう、周知の方法等について改めて協議してまいりたいと考えております。

佐々木（茂）委員

また、市民の不安や相談に対応するために、職員に特定化学物質等作業主任の資格者を配置するというふうなお考えはないのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

私どもの方でアスベスト対策工事を発注管理しておりますので、私の方から答えさせていただきたいと思っております。特定化学物質等作業主任者につきましては、アスベストを扱う作業の中で、アスベストの飛散防止とか、そういう作業にかかわる人に健康被害が及ばないように、その作業主任者がいろいろなそういうことをチェックする、そういうことでも配置されるものです。建築に関係する工事につきましては、施工業者がこの特定化学物質等作業主任者を選任するというようになっておりまして、今まで市で行っている工事につきましては、それぞれの工事での施工業者の方で配置をお願いしているところで。

そういう意味では、市の職員は直接施工にかかわるものではありませんので、私どもの方で特定化学物質等作業主任者の資格というのは必要ないところでございますが、市民への相談等への対応という意味では、私たちもアスベストに関する知識というのは、情報も含めてやはり常に獲得といえますか、情報、知識の収集に努めなくてはならないという立場にありまして、それらについてはこういう資格者とは別な意味で、それぞれの知識、情報の収集に努めていきたいというふうを考えているところで。

佐々木（茂）委員

それで、相談に対応する窓口はどこでやられていますか。

（建設）建築指導課長

建築指導課に、相談指導係という係がございまして、民間施設等の相談はここで受けているところで。

佐々木（茂）委員

桃内浄水場の休止について

次に、水道、下水道の方の関連の質問をさせていただきます。まず、財政再建推進プランの中から、実施計画のうち、まず1項目め、桃内浄水場の休止というところがございます。現在どのようになって、休止後どういうふうになるのか、説明願いたいと思っております。

（水道）浄水センター所長

ただいまの桃内浄水場の休止についての御質問にお答えします。桃内浄水場は、現在、小樽の西部地区、主に桃内、忍路、蘭島地区に給水を行っている浄水場でございます。桃内浄水場は、市内の全体の給水量から申しますと、約1パーセント弱の量をこの浄水場で賄っているところであります。年々西部地区の給水量の減少に伴いまして、桃内浄水場の施設能力を下回るような運営になってございます。施設自体も老朽化に伴いまして、かなり経年劣化が進んでいる。現在、小樽西部地区への給水量につきましては、小樽の天神浄水場というところから送水しているのが85パーセント、桃内浄水場自前でつくっているのが約15パーセントでございます。こういう量からしても、天神浄水場から直接送水いたしまして、施設の効率的な水運用を図っていきたくてございまして、平成18年度中に桃内浄水場の休止を予定してございます。

佐々木（茂）委員

定員管理について

次に、他会計への人員異動ということで、平成19年度からですか、6名、他の会計へ異動ということがありますけれども、どういうふうな異動の配置といたしますか、お考えでしょうか。

（水道）総務課長

人員の異動、定員管理の部分でございますけれども、水道局におきましても、浄水場の業務委託等を進めてございます。そういった中で、人員の定員部分が決まってきたてございまして、それに伴います部分は企業会計ですので、抱えていくということは会計上当然負担がかかることでございますし、基本的には一般会計にも退職者不補充と、こういうことの中で、当然計画的な中で人員をしてございますので、過員については一般会計などに出すと、こういうことになろうかと思っておりますので、そういった中で全体の定員管理をしていくことになろうと、こういうふうにご考えております。

佐々木（茂）委員

遊休資産等の活用について

次に、遊休資産等の活用、いわゆる平成19年度にこれも効果ということで掲げてございますけれども、これについてはどのようなお考えなのでしょうか。

（水道）サービス課長

遊休資産の活用についてであります。水道事業につきまして、平成19年度に516万9,000円計上しております。これにつきましては、これまでも北電、NTT、北ガス、NTTドコモなど、施設の管理に支障のない用地につきまして貸付けを行ってきて運用を図ってきております。財政再建推進プランの中で、19年度に掲げているものにつきましては、調査の結果、管路用地として使用している用地が一部不用になっているということが判明いたしましたので、その用地につきまして、約400平方メートルでございますけれども、売却を予定しているものでございます。

佐々木（茂）委員

未収納対策について

次に、下水道、水道、どちらも未収金の収納対策の強化という形で掲げてございますけれども、これはどのような形でいわゆる効果というか、未収納対策という形をしようとしているのか、お知らせください。

（水道）料金課長

未収対策についてのお尋ねでございますが、平成16年、17年と経年的に毎年給水停止プロジェクトというものを行っております。中身的には、2か月に1回検針する水道使用量に基づきまして料金が決定されるわけですが、それが3回以上未納になった方について、原則給水停止通告書を差し上げて、納入あるいは納入約束のない方については給水停止をさせていただくというような運びで収入に結びつけていく形を今までやってきておりますが、今後はこれをさらに強化した形で、例えば高額の部分については1回、2回の方についても相当の対応をすとか、あるいはまた、経済力があるなしの問題はございますけれども、その経済力のある方についても同じような対応をすとか、それから分納の関係で一度に納められない方について何回かで払っていききたいのだけれどもというようないわゆる分納誓約をとりつけるわけですが、事務が機械化されていないということもございまして、なかなかその後の管理がうまくいかなかったという部分もございまして、その後の管理を的確にやっていくとか、そういうようなことで債権管理を強めていくということを考えております。

佐々木（茂）委員

それで、収納率はどのくらいでしたか。わかりますか。

（水道）料金課長

現在、現年度分で86.3パーセント、過年度分で55.7パーセントで、去年の同期と比べますと、去年が85.8パーセ

ントで、過年度が58.6パーセントというような形で、現年度分については若干去年より上がってきているという部分で、そういったものの効果が表れているというふうに評価できるのではないかというふうに思っております。

佐々木（茂）委員

水道局収益の減について

次に、収益の関係でちょっとお伺いしておきます。予算説明書の320ページに、いわゆる水道事業の絡みが出てございます。本年度の中で給水世帯数が6万7,400世帯という形でございますけれども、いわゆる収益の絡みからいきますと9,900万円ほど減少になっております。これはどういう形でこれが減少になるのか、まずその辺からお聞かせいただきたいと思います。

水道局齋藤次長

給水収益の減収の理由でございますけれども、大きいのはまず一つは景気の低迷、こういった部分がございます。業務用で6,000万円ほど減ってございます。もう一つは、家事用の方でございますけれども、こちら人口が毎年2,000人ほど減少している、こういったこともございまして1,600万円ほど減っている、これが主な理由でございます。

佐々木（茂）委員

企業債利息について

次に、ここの資料の中から、いわゆるこの企業債利息の減少になったもの、前年度と本年度と比べて4,773万8,000円ですか、減少という形になってございますが、これは先ほどの北野委員の説明の中にあつたのかなと思っておりますけれども、いわゆる借換えをした結果、利息が減少になったということの理解でしょうか。

（水道）総務課長

確かに企業債利息というか、そういった部分、特に今のは水道の部分でございますけれども、水道については今年度初めて借換えを起こしてございまして、金額的には下水道ほどではないと思っております。ただ、企業債の元利償還につきましては、元利均等償還ということで、後年度になりますと元金の方が膨らみます。そういった中で、この表からいきますと、資本的収入の支出の欄の企業債償還金、これが逆に6,500万円ほど増えてございますので、この行ったり来たりということと、当然後年度になりますと元金の方が増大してきますので、そういった関係というふうに考えております。

佐々木（茂）委員

下水道予算について

次に、下水道の方でございます。一般会計負担金、これについても前年度と今年度のいわゆる差し引きという形の中での減りよう、これについてどういう原因か。

（水道）総務課長

これにつきましては、先ほども北野委員の質問にございましたけれども、一般会計につきましては、収益的収入で受ける部分と資本的収入で受ける部分がございます。合わせますと、収益でいくと11億2,000万円ほどの減、それと資本的収入におきましては6億8,000万円ほどの増、これもプラス・マイナスでいきますと約4億4,500万円ほど減少してございます。この大きな部分につきましては、先ほど言った形の中での特別借入分が増えた部分でございます。

佐々木（茂）委員

次に、下水道予算の中から、この築造工事費、これについても資本的支出、本年度減少されておりますけれども、これはどういう原因か。

水道局原田次長

築造工事費でございますけれども、これはまず管きょ工事、その管きょの中にも汚水管と雨水管がございます。

汚水管の部分については、増加してございます。これは、平成18年度から市内に78か所、マンホールポンプというのがございますけれども、これの更新の時期に来てございまして、この部分で事業費が若干上がってございます。雨水きよ事業、これは銭函第3配水区、これについてはもう18年度で事業が完了ということで事業費が減少と、その部分は大体相殺される形になってございます。そのほかポンプ場処理場、これは更新計画にのっとって、随時進めていくわけでございますけれども、ポンプ所において2億円ぐらいの落ち込みがございまして、これは、一つには国道関連で今年国道5号を改築してございまして、その関連工事で1億円ぐらいの予算を計上して、そこに塩谷第3ポンプ所とございまして、その補償工事、これが今年終わったということと、大きなもう一つの要因としては、ポンプ所の中央監視システム、これも大きな事業でございまして、それは今年度で完了したという二つの要因で、2億700万円ぐらいの築造工事費の減少ということでございます。

佐々木（茂）委員

経営改善について

質問の最後、2004年4月に、総務省から地方公営企業の経営の総点検という形の通知がされたと思います。この通知には、チェックリストが添付されておりまして、民間的経営手法の導入、外部委託、それから経営基盤の強化、計画的な経営の推進、効率的な経営の推進項目について、それぞれ点検項目が示されたというふうなことだと思います。それで、今回の財政再建推進プラン等のいわゆる思いとか、いろいろな総点検をされた結果、経済効果というか、財政効果が表れているというふうに思いますが、これらについてのいわゆる感想といいますが、長期展望、それらのものについて最後お聞かせいただきたいと思っております。

水道局齋藤次長

ただいまの佐々木茂委員からお話がありました平成16年ですか、地方公営企業の経営の総点検ということで、具体的な項目を上げて各公営企業なりに点検をして今後の経営改善に努めなさいと、このような趣旨で出たものでございます。水道局、上下水道あわせまして、これらを踏まえて今の経営環境を見ますと、やはり人口減少、それから大きいのは景気の低迷、こういったことで、水道料について言えば、水道事業の収益的収入の9割を占めている。また、下水道事業では、下水道使用量がやはり収益的収入の7割を占めている。こういった両企業の根幹を占める収益が、これから収益の増が見込めない状況にあります。一方、下水、それから水道、それぞれ今までにつくった施設の更新、これも順次やっていって、やはり安心・安全を守っていかなければならない、こういった大きな課題を抱えているところであります。こういった中で、今回、この集中改革プランの中で、定員の適正化、給与の適正化、それから委託料とか、それからいろいろな事務事業の見直しを行って、今回の集中改革プランに盛り込んだと、こういったことございまして、ただ、今置かれている状況を考えますと、これだけではまだまだ足りないと思っておりますので、順次内部で協議をしながら経営改善に当たっていきたくて、こういうふうに考えているところでございます。

山田委員

除排雪について

それでは、私の方から除雪に関連して各代表質問、一般質問でも取り上げておりますが、まず、近年の少雪傾向と異常降雪について、まずこの件について御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

建設部関野次長

今年度の気象状況なのでございますけれども、今年の気象について今まず顕著なものは、記録的な積雪深というのですが、172センチメートルという、昭和20年から50何年ぶりの非常に積雪深があったところです。これは実は12月から既に2メートルの雪が降りまして、その後、降雪積雪深が例年ですと2月の末ぐらいにピークが出るのですが、今年はもう1月の初めにもう140何センチメートルと。その後にもまた雪が降っているという、例年にない大雪といえますが、積雪深でありました。ここ数年は、昨年はちょっと異常だったのですが、それ以前は年間の降雪量が380センチ

メートルとか、4メートルを超えないというか、少雪のときも数年ありました。この現況の除雪費の中で対応してきたというときもあったのですが、昨年、今年と非常に雪の多い、昨年もやはり積雪深が多くなりましたので、そういうことで例年、やはりここ数年から見て雪の多い年だったのではないかと。今年の場合は北海道というか、小樽市だけではなくて、全国的に日本海側については、雪が多いという傾向であったということでもあります。

山田委員

最近の少子高齢化、これに伴う雪への対応の低下、この点が一番やはり懸念されている点だと私は思っております。一般の住宅よりも、特に市営住宅に住む高齢者、この方々が今年1月から2月にかけて3回、4回も屋根の除雪を業者に頼み、20万円、30万円の経費をかけて、私財をはたいて屋根の雪下ろしをしていただいているという、こういう状況がございます。これについての建設部の認識をお聞かせ願いたいと思います。

建設部 関野次長

建設部という市の行政の中では、雪の部分につきましては、まず1点目には交通確保、道路管理者として交通確保という立場の部分と、市営住宅という住宅行政の中で雪対策について、雪の対策について関連している部分と。その中で道路の交通の確保につきましては、予算の処置の中でいろいろ対応してございましたけれども、今年については、何となく少ないとか、いろいろな状況の中で対応したため、雪が非常に多かったということですが、大変市民の方には御迷惑をおかけしていたところがございます。市営住宅の方につきましても、基本的には住宅に住んでいる方がやられるのですけれども、空き家とか、そういうことについては我々建設部の方で空き家の屋根の雪の処理とか、通路の確保などを今回やってきたということです。

山田委員

私も北海道新聞をとっている一員ですが、1月から毎日小樽市内版を見ると、雪の情報が入らない日はないというような状態だと思っております。また、最近でも雪の寒さ、また雪が降ったとか、そういう記事が紙面をにぎわせております。

そこで、お聞きいたします。今後の対策として、まず路面対策として、今まで考えられてきた施策を教えてください。例えば、舗装の改良、機械除雪に関して、消融雪設備について、薬剤散布について、こういうものが考えられますが、この点について市で従来考えられたもの、また、実際に行ったものを例を挙げて教えてください。お願いいたします。

建設部 関野次長

路面対策ということで、小樽市の場合は、ほかの都市と比べまして、急坂なところが多いということで、非常に道路こう配がきついということが特徴に挙げられまして、その中で重点的に今まで過去に行ってきた部分については、路面対策として幹線と申しますか、交通量の多いところにロードヒーティング、融雪施設を設けることによって交通の障害を防ぐという、そういう対策が主にとられてきています。

そのほかに、交通量の多いところ以外につきましては、砂箱の設置とか、機械による砂まきを実施しております。それについては、現在、ロードヒーティングの設置については維持・管理等の財政的な負担が大きいということで、砂まきに地域住民の協力による砂まきボランティア、そういうような方策を現在やらせてもらってまして、今後、それについては継続しようとしています。

そのほかに、局部的なのですけれども、路面の対応としまして、言うなれば路面が滑らないような状況を生むものとして、通常の舗装ではなくて特殊な水はけのいいような排水性舗装をすとか、ゴムチップというのですか、表面にゴムの入った舗装材というのですか、表面にそういうものを施して、言うなれば路面が滑らないような、そういうようなものも局部的に行っております。

ただ、いかんせん雪が降りますと、市道については圧雪管理といいますか、路面を出さないようなやり方ではねたりしているものですから、それは雪の降り始めの初冬期、その部分についてはある程度効果があるのではないかと

ということでございます。そのほかにもいろいろと薬剤散布の話も出たのですが、小樽市の場合は先ほど圧雪管理ということがあるものですから、なるべく薬剤散布でなくて、砂まきで対応しているところです。

山田委員

いろいろ今、路面対策の方、された施策等をお教えいただきましたが、ほかの地区でもおもしろいと思うような技術があれば、それも例を挙げて教えていただきたいと思います。

建設部関野次長

いろいろ地域特性がございますものですから、小樽市で利用できるかどうかというのは別問題ですけれども、例えば東北とか北陸の比較的暖かいところでは、雪の温度が高いところでありますと、散水をするというか、水をまく。地下水をまいたり、排水をまいたり、そういう散水することによって雪を解かすという、そういう手法をとっています。ただ、北海道の場合は、夜間気温が0度以下になっているということで、逆に凍結の問題がありますから、そういう部分ではできないという状況でありますけれども、そういうような例があります。

山田委員

いろいろ手だてとしてはされていることはよくわかりました。

それでは、それに関連して、そういうような除雪、また、雪害に対する情報対策として、その情報収集又はその情報を加工して、その情報を一般の市民にも提供する、そういうような観点から質問をさせていただきます。

つるつるマップというのが作成されていると思いますが、作成の経緯、数量、また、このマップを作成したことによる効果などあれば、それをお知らせください。

（建設）建設課長

つるつるマップにつきましては、小樽市内の転倒事故箇所、それと冬道の歩き方を説明したパンフレットということで、今年度5,000部作成して2月に配布しております。これをつくった経緯といたしましては、平成17年に札幌市でも同様のマップを作成して配布している、そういった情報がございまして、小樽市内の各道路管理者、開発建設部、小樽土木現業所、小樽市、小樽警察署、この4者が協議いたしまして対応したということになっております。今年1年目ですので、その成果というのは具体的には反響を聞いておりませんが、冬道を歩く上では有効な情報ということで考えております。

山田委員

私も札幌の方の情報はいろいろと聞かせていただいております。そういった形でやはり観光客の方又は小樽市民の方々に、けがのないように暮らし、又は観光していただければと私も願っております。

それについてお聞きいたしますが、現在、雪投げによるけが人の数の把握ないしそういうような転倒事故とか、もしそういうようなけが人の数を把握していらっしゃいましたら、お教え願いたいと思います。

建設部関野次長

我々道路管理者の方では、特に情報については集約していないのですが、消防本部の方からお聞きしたデータについてちょっと説明させていただきます。今年度につきましては、消防の方で出動した回数なのですが、人的被害といいますが、その他で、出動回数につきましては、トータル的には3月7日までで115件あったということでございます。そのうち、人的被害、屋根から落ちたというのが2件と、排雪中の海中に転落、これについては新聞等にも載っていましたが、それを合わせて3件出動したということでございました。

山田委員

本当にこういった事故の把握もしていただいたということで、参考までには私も北海道の出した資料によると、この雪による被害状況でいけば道内でも16人が亡くなり、また、重症・軽症合わせると約400人がけがをしている。また、住宅の被害も27件あり、非住宅でも22件、こういうような状況があるわけです。

そこで、最後の質問に入りますが、これらに対する援助対策、いわゆる行政の役割に関連して、町会、住民共有

の意識による連携もあるだろうし、また、ボランティア、そういうような育成の方法もあるだろうし、そういった意味で行政運営、例えば今年の冬もまた除雪の会議を行うとは思いますが、そういった面で逆に言うとパブリックコメント、意見の聴取だけではなく、その行政の運営の中にパブリックインボルブメント、行政に参加してどういふふう除雪をするか、そこら辺ちょっとお聞きしたいのですが。

建設部関野次長

従来、雪の降る直前に、11月ぐらいには町会の方と1週間ほどかけて懇談会という形で話をしたり、町会長を集めて、各道路管理者がこれまでも除雪説明をやっております。その中でいろいろとそのあり方についても議論されていますけれども、今年の大雪のこともございまして、反省点もありまして、雪が解けてからあまり時間を置かない中で町会の方を、言うなればあくまでも要望という観点ではなくて、雪の出し方に対する相互の理解を深めるとい意味で、当然除排雪しているのは市民の方々の協力がなくてはできないということでは我々も認識しておりますものですから、もう少しあり方とかその辺を、市民の方のディスカッションというのですか、意見を聞いて、市と住民との協働の除排雪について少し考えていきたいところであります。

山田委員

本当に14億円のこの使い方、かければかけるほど、まちはきれいになりますが、今の市の財政を考えるとこの14億円、ほかの使い道も模索すればできるのではないかと私は思っております。そういった面で、本当にこの事業評価、また、優先順位、ここら辺を今後とも市民と連携してやっていていただきたいと、これは私からの要望で、終わります。

成田委員

除排雪について

私も除排雪についてお願いしたいということで、山田委員に引き続いて除排雪の件をお話ししたいと思います。

今年の予算、14億円を使ったわけですが、その14億円の中で、やはり今、町会との話し合いを持ってやると。市の行政の立場で町会に話しをする場合と、それから町会から要望として話を聞く場合と、やはり町会の話というのは常に行政に対しての要望が多いと思うのです。ただ、行政も町会に対しては少し遠慮する部分があったのではないかと。この雪は、小樽市全体で考えていかなければならない。小樽市民もそれを考えさせられるような、そういう機会にしていかなければならないのではないかと。雪は春になれば解けます。けれども、春までの期間をどう市民で一体になって、小樽市の行政と市民と、そして町会と一体となったこの雪対策というのをつくっていかなければならない。3か月から4か月間の中で、これやはり町会と一緒に、そういう雪の対策ということで何か考えていることがありましたら。

建設部長

る説明申し上げましたけれども、限られた予算の中でやる中で、いわゆる市民の御理解という部分が大きなポイントだと思うのです。除雪水準というのが他都市では明確に打ち出されて、例えばこの路線は2回だ3回だという、中には雪割りだけというような路線の位置づけも含めて、要は市民周知といいたいまいしょうか、そういうものやり方、また、さらには貸出しダンプ一つにしても約1億円使っている。確かに積むのはそうだけでも、実際には1億円使っている。それについてどうも市がやっているのだからただだと、コスト意識がないというのも多く聞かれています。

そういう中で、まずは市民とやるためには、たしか町会長なりの話はそうなのだけれども、やはりもっと身近な、例えば奥様でも、学生でも、お年寄りでもいいですけれども、何かのブロックに分けてひざ詰めでも要望とかそういうのではなくて、要は我々はどうすればいいのだというようなところからやるべきだろうと思っています。仕組みについては、今まさに検討してございますので、もう少し時間をいただく中で、でも遅くにやるのではなく早くや

りますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

成田委員

前から私は皆さんにお話ししているのですけれども、やはりおんぶにだっこの行政ではだめだと。いつまでたっても、小樽市の行政サービスをお願いしているような、こういう市民の意識改革というのですか、そういうものを変えていかなければ、この小樽市全体がよくなると思うのです。やはりこれは市民も協力するというような姿をつくらせる。

例えば、今回の代表質問で佐藤利幸議員が話されましたけれども、豊川町と手宮の町会、あそこの町会では自分たちがお金を出し合って、そして排雪している。排雪路線ですけれども、常にあそこはきれいです。道幅も広いです。それは町民がみんなで金を出し合っているという、そういうような意識を持っている小樽市民もいるわけです。ただ、そのほかに、それ以外に。

（「望洋台も」と呼ぶ者あり）

今、望洋台もそうだと言っています、望洋台も年間やはりかなりの大きな金額を出してやっている。ただ、そのほかに自分のうちの屋根の雪を道路へ出して、そして小樽市に、うちの方へ排雪が来ない、そういう要望をしている人もいます。そういう意識を持っている人もいます。そういう意識を持っている人には、きちんと指導するようなパトロールの強化とか、そういうのは常にパトロールして、そして実際にこういう状況ですから入れないのですよと。我々にも排雪の要望がよく来ます。そういう中でやはり説明するには、自分たちの雪は自分で始末しなさい、そうでないと小樽市は予算を立ててやっていることですから、それではちょっと無理ですよということ言っていますけれども、これからの建設部長のそういう地域に対して助成金とかそういう考え方というのはあるのでしょうか。

建設部長

前にもお話しをされた部分だと思いますけれども、町会単位、要は市の一部の補助金という形の中で上乘せするという方法も研究してみたいと思っていますけれども、除雪には大型機械等々があったときに、町会単位ではなかなか難しい面がありますので、逆にまずは自分たちのエリアでは、どの辺の雪となれ合うといいかもしれませんが、親しむ部分があるのかという、その辺の意識改革から始まっていって、お互い工夫し合うという方向の方がより効果はあるのかなど。確かに、今、るるお話しされましたそのパトロールとかそういったものも、ではどういったパトロールの仕方というのを考えなければいけないと思っています。今は行政がパトロールするのですけれども、町会の方もパトロールで代表してやってもらおうと、いろいろなアイデアをもらって、やはり1年度は越していませんけれども、通年使いながらもよりよい方向性を見いだしていくというのがあればやっていけると考えます。

成田委員

これは、やはり春になればなくなります。けれども、大事な行政の中で一翼を担っていますので、市民サービスも大事ですけれども、行政としての立場もしっかり受けてやっていただきたいと思います。

潮見台浄水場の跡利用について

次に、潮見台の浄水場の件で、平成22年に廃止されるということで、この間お話があったのですけれども、潮見台浄水場の敷地面積というのはどのぐらいありますか。

水道局長

今、正確にはお答えできませんけれども、5,000平方メートル以上あるのは確実にございます。

成田委員

ここの浄水場は、隣接地に潮見台公園があるのは御存じですよね。

水道局長

隣接地は、間違いなく公園でございます。

成田委員

現在、公園課はなくなったけれども、維持課で管理しているのか、潮見台公園の敷地は幾らあったでしょうか。

（建設）維持課長

うちで管理してまして、1.7ヘクタールでございます。

成田委員

これだけの両方廃止された敷地というのは、水道局で何か今後使う用途があるのでしょうか。

水道局長

今のところ平成22年に休止を考えてございますので、確かに広い面積があるものですから、雪の問題もありますでしょうし、中には歴史的建造物も建っていますので、これからその辺を全庁的に考えて有効利用を考えていかなければならない。そういうふうを考えております。

成田委員

確かに歴史的建造物もあります。歴史的建造物も活用でき、そして潮見台公園が隣接地にあり、そして小樽を景勝できるかなり見晴らしのいい土地でもあります。その辺を活用したものをぜひ今後の活用方法の中にそういうものも含めて活用できる施策をつくっていきたいというふうに考えます。水道局としてもぜひそれに協力していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

水道局長

協力するのは協力いたします。しかしながら、企業会計を扱う立場といたしまして、やはり遊休資産でございますので、少しでも売却の形で、それを願っています。

成田委員

ぜひ目的を持って、今、質問させてもらいましたけれども、パークゴルフも今日所管が来ていませんけれども、パークゴルフ人口がかなり増えております。そして、小樽に36ホールを持っている施設がないものですから、全国から、全道から愛好者が集まって競技するところがないということで、かなりの要望がありますので、それを小樽市内でやってもらえればと思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時26分

再開 午後 3 時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

齊藤（陽）委員

まちづくり三法に関連して

今、まちづくり三法の見直しという問題が議論になっておりますが、まず、このポイントはどういうところにあるか、教えていただきたいと思っております。

（建設）まちづくり推進課長

まちづくり三法の見直しについてでございますが、国では中心市街地活性化法の制定後7年を経たものの、当初期待していた効果が得られていないという認識から、まちづくり三法の見直しに取り組んでいたという状況にありまして、現在、改正都市計画法と中心市街地活性化法の2法について、国会でも議論をされているところでござい

ます。

主な改正のポイントといいますか、中身でございますけれども、改正都市計画法につきましては、人口減少や超高齢化社会にふさわしいまちづくりを実現するために、広域にわたり都市構造に大きく影響を与える大規模集客施設の郊外立地を規制するという形にしていること、また、中心市街地活性化法については、市町村が作成する基本計画については、内閣総理大臣による認定制度を創設したということ、また、多様な民間主体の参画による中心市街地活性化協議会を法に位置づけたというようなことがポイントとして挙げられるというふうに思っております。

斉藤（陽）委員

今、小樽市でも TMO を含めまして、いろいろなまちづくりの取組というのがあると思うのですが、この見直しに絡んで、本市にとってどんな影響があるのかという部分についてはどうでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

見直しに関しての本市の影響についてでございますけれども、現在、先ほど答弁しましたように、国会で議論をされているという状況でありまして、具体的なその中身といいますか、基本方針も含めてですが、まだ国の方から示されていない状況でございますので、今、その現行法に基づいた活性化計画に基づいてまちづくりを推進している状況でございますが、その改正法に基づいた影響については、もう少し中身がはっきり見えないと具体的な話がまだちょっとできないのかなというふうに思っています。

斉藤（陽）委員

先ほどのそのポイントの中には、ちょっとまちづくり推進課長の説明に入っていなかったのですが、大型商業施設あるいは公共施設、病院、学校など、そういったものを中心市街地に誘導するという事で、特に大型の商業施設、1 万平方メートル超のものについては、都市計画法上の商業、近隣商業、それから準工業、この 3 用途地域に限定するという方向性が出ているようなのです。この影響というのは、今、市内でいろいろこれにかかわるような出店の動きがあるのかどうか、あるいは既存の店舗等で新たにこういう制限が加えられた場合に、その基準から見て既存不適格になってしまうような既存の店舗等、そういったものは考えられるのかどうか、どうでしょうか。

（建設）都市計画課長

1 万平方メートル超の大規模な商業施設の立地の動向ですが、市内において 1 万平方メートルを超える大規模な商業施設の立地については、現在聞いてございません。

また、現在の立地状況についてですけれども、1 万平方メートルを超える施設につきましては 3 か所あります。まず一つは、小樽ベイシティで、これは約 9 万 8,000 平方メートルで工業地域に立地しておりますが、再開発地区計画の商業・レクリエーションゾーンに位置しております。また、二つ目は、サンモール・ネオで、商業施設としては約 1 万 5,000 平方メートル、これは商業地域です。もう一つは、長崎屋で約 1 万 2,000 平方メートル、これも商業地域に立地してございます。

小樽ベイシティにつきましては、工業地域に立地しておりますが、先ほど申し上げましたように、都市計画上の再開発地区計画の中で商業・レクリエーション地区に立地しておりますので、特に既存不適格というような取扱いにはならないと思います。

斉藤（陽）委員

本市において、この見直しというのは、ある意味ではこの小樽の非常に今大事な対応をしなければならない高齢化の対応、それから財政コスト、いろいろな基盤整備等の財政コストの縮減、さらに環境負荷の減少といいますか、排気ガスとか、そういった部分を含めて、コンパクトな中心市街地の形成ということで、それを目指してというふうに言われているのですけれども、この本市においてのコンパクトな範囲といいますか、大体どの辺という、どういう範囲を考えたらいいのかということなのですが、どうでしょうか。

（建設）都市計画課長

小樽においてのコンパクトな市街地のエリアというような点でございますが、このコンパクトシティの考え方というのは、商業施設とか、学校とか、そういうものを中心市街地に立地させることによって、にぎわいのある、また、魅力ある都市空間を創出しようという考えと、もう一つは、これまで人口増加によって、新しく市街化調整区域を市街化区域にして、新しく住宅地を拡大していったという経緯があります。そういう中で、人口の密度が薄れていって、にぎわいの創出がなされないとか、自動車交通に頼るとか、そういうような問題が生まれております。

小樽市としましては、平成15年4月に都市計画マスタープランを策定してしまして、その中でもコンパクトなまちづくりを進めますというような言葉を書いています。そういうことに沿って、小樽はその後第5回の市街化区域、市街化調整区域の見直しというのをやってはいますが、それにおいても新たな住宅市街地の開発というのを郊外部に開発しないようにしております。現在の市街化区域のエリアの中でのなるべく住宅を立地させて、さらには中心市街地にまちなか居住という形で進めるということで考えておまして、市街地を縮小してというのは現時点ではなかなか難しいものはあるのかなというふうに考えています。ただ、環境に配慮したまちづくりとか、いろいろな施策は打っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

ちょっと範囲というのがはっきりわからなかったのですけれども、いろいろなまちで旧市街とかそういうような言い方があって、小樽で言えば要するにもともと小樽という、郊外と区別してそういう旧市街地みたいな感覚でとらえられるところをその「コンパクトな」という表現にしているのかなど。どの辺、いわゆるベイエリアといいますが、そういう小樽ベイシティのあたりまで含めてコンパクトという言い方でいいのでしょうか。

（建設）都市計画課長

このコンパクトな市街地というのが、まだ全国的にまちを、現在の市街地を小さくしようという気持ちはあるのですけれども、具体的にどこまで小さくするかとかという議論は、なかなか難しい問題があって、実はまだなされていないのかなと思っています。ただ、先ほど申したように、そういうような視点でまちづくりを考えていかなければ、これから例えば除雪費用とか、いろいろな意味で不効率な、不経済な投資が必要になるということで、非常に大きな課題になるだろう。今、中心市街地という意味では、今の街なか活性化計画の中で、駅を中心とした約210ヘクタールを中心市街地と位置づけておりますが、市の中でどのエリアがコンパクトな市街地のエリアかというのは、実はなかなか議論が難しいと思っていて、まだ考えてはいないところでございます。

斉藤（陽）委員

いわゆる中心市街地活性化法の中心市街地という210ヘクタールですか、そこら辺が核になるというふうな感じでは思われるのですけれども、それが「コンパクトな」といえば、完全に差があるわけではないと。その中心市街地の210ヘクタールで考えるとすると、その中の常住人口というのですか、人口とか、世帯数とか、あるいはその中に空き室、空き家というか、どのくらいあるとか、そういう押さえ方というのは、中心市街地については把握されておりましたか。

（建設）都市計画課長

210ヘクタールの人口についてですけれども、ちょっと古い年代からさかのぼりますと、昭和44年には約4万1,000人おります。昭和60年には2万5,000人、平成17年には約1万7,000人というような状況でございます。これは、やはり昭和40年代はかなり狭い部屋、いわゆる一部屋にかなりの人が住んでいたとか、子供も多かったとか、そういうような状況で、かなり世帯数も多かったのかなと思っております。現実には、今の中心市街地の人口は減ってきております。ただ、最近につきましては、その減少傾向も横ばいに推移しつつあるのかなというように考えております。

斉藤（陽）委員

もう一点、これ、どちらかというとならぬ経済部の範囲なのですけれども、その中心市街地の店舗総数とか、空き店舗数、それから空き店舗率、この辺の現状と推移みたいな部分はどのようにか。

（建設）都市計画課長

中心市街地の店舗数でございますが、昭和60年、商業統計調査の結果ですけれども、昭和60年に中心市街地に約1,300店舗ほどありました。それが平成14年の商業統計調査では約920店舗ということで、店舗数は減少してございます。

空き店舗ですけれども、空き店舗に関するデータ、ちょっと持ち合わせていないので、済みません。

斉藤（陽）委員

いずれにしても、そういう店舗数も減少する、空き店舗もだんだん増えていっているという、そういう傾向にあるのではないかと思います。

ここで、ちょっと事例といいますか、これは小樽だけのことでなくて、人口17万人台のある市の例なのですけれども、ここではいろいろ考えまして、そのエリア内のまず居住人口の目標というのを設定したと、これを何人ということで。来訪者数の目標、さらに通行量の目標というのを、平成17年にその市では大体3,000人ぐらいの通行量がある。1人1時間以上歩く人を1と数えて3,000ぐらいあると。それを1日平均6,000人まで持っていこうという、17年度の3,000人を22年度までに倍増するという、こういう目標を立てて、いろいろな施策を考えているようなんですけれども、こういった通行量調査というのは小樽市でもやっていますけれども、目標設定までしてやっているというのなかなかすごいなと思ったのですけれども、この感想はどうでしょうか。

（建設）まちづくり推進室長

感想ということですが、やはり今、国が法を見直すという形の中で答申なりを出されております。こういったことが小樽に即該当するののかということはかなり難しいと思います。ただ、小樽につきましては、御承知のように、集落が村並みになってまち並みになっているということで、やはり朝里地区は朝里地区のそのまち並み形成、そういった公共施設もありますし、先ほどお話がありましたように、中心市街地と言われる部分、これは当然手宮から信香町、あの辺まで、当然築港の方まで入ってくるというふうを考えております。

そういった中で、当然一つの目標を立てていくという部分につきましては、いろいろな通行、歩行者数とか、それから商店街に立地する業者の数とか、いろいろな考え方があると思います。そういった中身については、今、私も中心市街地の活性化につきましては、先ほど都市計画課長の方から答弁いたしましたように、まず、まちなか居住ということをお前提にして、いろいろな施設の導入を図っていきたいというふうを考えてございます。そういった中で、何を数値目標にということは、なかなか一回立てた数値目標というのは結構づらい部分が正直言って出てきますので、今後ともそういった他都市の目標とする数値なり、それから小樽では、例えば駅の乗降者数とか、そんなことも踏まえながら、立てられる数値目標があるのであれば、そういった形の中で一つの目標値を設定したいというふうを考えてございます。

斉藤（陽）委員

確かに総合計画のいわゆる東部地区とか、西部地区とか、そういう区分けでそれぞれの地区ごとに施策が必要だというのは当然わかるのですけれども、この「コンパクトな」という部分で考えると、そういう中心市街地にある意味集中した施策というのが必要なのかなという気がします。

この、今のまちの例では、その区域内に住む人をまず増やす。それから、そこに来る人を増やす。さらに、来た人が歩きやすい地域というか、場所をつくるという三つの施策で考えているということで、住む人を増やす部分は、まずは公営住宅の整備、それからいろいろな家賃支援とか、リフォーム支援とか、そういったことまで考えているようで、これについては若年者の家賃補助の制度を本市もやっていたのですけれども、こういうことまでも含めて

もう一回整理して、そういうコンパクトという視点からもう一回整理し直すというの必要なという気もするのですけれども、この辺どうでしょうか。

（建設）まちづくり推進室長

一般質問の中で新谷委員の御質問の中でも市長が答弁しておりますけれども、平成11年に策定いたしました街なか活性化計画というのがございまして、この中でにぎわいのある交流空間の創出、それから魅力ある都市機能の充実、活力ある経済活動の促進、それから快適な都市居住の確保、この四つを基本として、街なか活性化計画を進めている状況でございます。今まさに、法も見直されている状況になってございますけれども、私どもといたしましては、やはり何を重点的に街なか活性化計画の中で整備をしていかなければいけないかという、そういった選択を、今やらなければいけないとか、そういったことをきちんと整理いたしまして、まずはまちなか居住という前提の中でそういったものを位置づけいたしまして、国の方針に沿った形で補助金なりなんなり導入していきたいというふうに考えておりますので、この辺も経済部とともに施策の展開をどう進めていったらいいのかということも早急に整理してみたいというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

あと、来る人を増やす部分と歩きやすくする部分なのですが、来る人というのは目的を持って来るわけで、例えばいろいろなイベントをやるとか、音楽とか、そういういろいろな演劇とかの練習場所をその区域内につくるとか、あるいはまち角の美術館、そういったものをいろいろな空き店舗なんか工夫しながら、ミニ博物館だとか、そういう要するに人に来てもらえるような仕組みをいっぱいつくっていくと。さらに公共施設等もできるだけ誘導すると。さらにまた、歩きやすくするという部分では、広場、公園、それから木陰をつくる、歩道のバリアフリー、駐輪場の整備とか、公衆トイレの設置とか、そういったいろいろな施策を積み重ねてつくる、やるということのようなのですが、そういう総合施策みたいなものの立案はどうお考えですか。

（建設）まちづくり推進室長

歩行者という、人が集まりやすい場所の設置、それから回遊性ということにつきましては、これまでも小樽駅から運河まで中心市街地を抜ける中央通の整備、これについては単に道路区画整理で交通を円滑に流すということではなくて、やはり市民、それから訪れた人たちが安心して歩ける歩行者空間というものを設置する。そういった中でバリアフリーに関しても歩道、坂のまちというイメージから、やはりバリアフリーに適合するような縦断こう配の緩和とか、それからそれに結びつく国道5号線、これにつきましても、中央通の整備に倣って防災上の観点からも含めて電線の地中化とか歩道の高質化、さらに臨港線につきましても、ピンコロ石の平滑化とか電線の地中化、そういったことでまちなか活性化につながるようなハードの整備というのは進めてございます。そういった中で、市民ホールとか、それからちょっと古い話になりますけれども、小樽駅前第1ビルの中に総合サービスセンターという機能を持っていたり、いろいろな形で公共施設も配置してございますし、それから民間の方たちの部分につきまして、都通りの中に市民が憩えるような場所の設置とか、そんなことが官民一体となって行われているというふうに考えていますし、今後ともそういった形で進めていきたいと思えます。

斉藤（陽）委員

これは、このまちもそうなのですが、昨年、建設常任委員会で視察をいたしました鎌倉市とか、そういったところもいろいろやっているわけですが、まちづくり交付金というのがまたさらに今回、大幅拡充されるということで、今、例に挙げているまちもそうなのですが、そのまちづくり交付金の何十といういろいろなメニューがある中から、非常にうまくピックアップして活用しているということがありますが、鎌倉市でもいろいろな施策をまちづくり交付金を活用しながらやっていたと。小樽市でも、よりこの大幅拡充されるまちづくり交付金の活用方策と申しますか、活用したいいろいろな施策というのも非常にこういうメニューがいっぱいあるわけですから、やった方がいいのではないかと、他都市を何でもかんでもまねするというわけではないのですけれども、使えるも

の、小樽としていいものはどんどん使った方がいいなというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

建設部長

小樽市のまちづくりの方向性について、今、まちづくり推進室長の方から答弁したとおりでございますが、まずは私どもの指針というのは、街なか活性化計画があって、それを下支えしてくれるのが、民間組織の街なか活性化計画推進協議会という形の中で民間の意見を聞いている。今まずはまちづくり三法がつくられて、本来中心市街地の活性化が図れなかったという要因は何なのかという、まず小樽市の問題・課題の整理からやっていくべきだろうと思っています。まずは、今回国会で議論されている中で、その街なか活性化計画については、これまでは提出だったのが承認という形に変わるということですので、その中身はどういうことを要求してくるのかも、まずは国会議論の中で未整理でございますので、構築するということになれば、今言ったような問題・課題から整理していくこと。当然その課題もそうですし、官民のすみ分け、事業のすみ分けをした中で、どういうまちづくり交付金を使うのかは、その後段になってくるのかなと。ですから、事業メニューありきではなくて、まず小樽はどうあるべきかということから再構築する必要があると思っていますので、今国会中に成案にされるそうですので、その辺の情報をつかまえて当市に合った計画をつくっていきたいと思います。

高橋委員

除雪問題について

除雪の問題を 1 点だけ伺いたいと思います。

我が党の佐藤議員が代表質問でも種々質問しておりましたけれども、やはりいろいろ課題が毎年のように、特に今年はあったのかなというふうに思います。ただ、担当者の方は今年は本当、矢のような批判・苦情、大変だったと思います。大変御苦労さまでした。やはり先ほども建設部長から答弁がなされておりましたけれども、市民との理解、協議、周知、やはりそういうものが一歩踏み込んでできなかった分、しわ寄せが来ているのかなというか、問題点になっているのかなというふうに、実は私は思っております。できるだけ協議の場をつくっていきたいというお話でしたけれども、もう少し具体的に、ではいつまでに決めて、いつからそれをスタートしていくのかということも、ある程度ハードルを決めてやっていかなければ、もうあつという間にまた雪の季節が来てしまいますので、その点だけちょっと伺いたいと思います。

建設部長

先ほどから答弁をさせてもらっていますけれども、あくまでも今回の問題・課題の整理はまず一義的にあるというふうに思っていますし、当然市民との協調路線をとるためには、単年ですべてでき上がると思ってございませんので、複数年の中で徐々に積み上げていくという方式だろうと思っています。その基本スキームについては、先ほど答弁を申し上げましたけれども、今まさにそのスキームづくりをやっていきますので、その中でより効果的なものを出していこうと思っていますので、ある程度時間はいただきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

できるだけ具体的によろしくお願ひしたいと思います。

住宅再生マスタープランについて

では次に、住宅再生マスタープランについて伺いたいと思います。まず、この計画期間について説明をお願いします。

（建設）竹田主幹

再生マスタープランでありますけれども、これは平成 10 年 3 月に策定し、要するに平成 9 年度、この事業として行ったものでございます。計画期間は 10 年ということですので、10 年間ということで計画をつくったものでございます。

高橋委員

最初の方に書いた平成10年から平成20年と、11年間ということですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

もうそろそろ終わりの期間が近づいているわけですが、この再生マスタープランの結果といいますか、このプランに対してのまだ総括的には早いのですけれども、どういう結果だったのか、状況だったのかというのを、簡単に結構です。

（建設）竹田主幹

まさに今、議論になると思いますけれども、再生マスタープランを検証するというところでありますけれども、今回といいますか、ストック総合活用計画という新たな市営住宅の計画をつくりました。その中で、再生マスタープランの検証も行っております。おおむね簡単にどういう検証を行ったかということの説明いたしますと、再生マスタープランでは、建設計画ということで352戸つくる、こういう計画でありましたけれども、実績としては230戸、達成率65パーセントということ。それから用途廃止は計画では390戸行うということですが、実績としては197戸、達成率50パーセントということ。ほかに、浴室の未整備住戸というのが平成9年度当時986戸ございましたけれども、現在のところ935戸ということで51戸減った。それから、水洗化未整備の住宅についても、53戸程度減った。整備はたくさん行ったのですけれども、この間、オタモイの道営住宅であったものを市営住宅に事業主体変更したということもありまして、非常に老朽化したものを市営住宅にしてもらったという、そういう経過もございまして、達成率としてはそれほど多くの数にはなっていませんけれども、実質的には、この間建替え事業等を行いながら、いろいろな設備改良を行っていますので、それ相応の達成度というものは確保されたかなというふうには思っております。

高橋委員

それで、この基本構想の中にもあるのですけれども、フレームとして供給計画というのが載っております。平成17年度の管理戸数は何戸なのか教えてください。

（建設）竹田主幹

現在の管理戸数は3,612戸です。

高橋委員

実際にこの入居可能な数というのは、若干減るのですよね。

（建設）竹田主幹

3,612戸の中には、この間建替え事業を行うために、政策空き家と称しているのですけれども、もう募集停止した住宅がございます。そこにもまだ住んでいる方はいらっしゃいますけれども、政策空き家として現状あいているのが616戸程度ございますので、差し引きすると、人が住んでいる住宅は3,000戸程度になるということ。

高橋委員

そうすると、先ほど言っていたこのマスタープラン基本構想でいきますと、供給計画、平成17年3,100戸ということで、若干少ないにしても、それ相応の戸数はあるのかなというふうには思っております。今後、要するにだんだん人口が減っていく、高齢化していく中で、ではこの住宅の考え方、マスタープランはもう終わるわけですから、ストック計画ということでお話がありましたけれども、では具体的にこれからどうするのかという方針、それを説明してください。

（建設）竹田主幹

再生マスタープランを作成した当時は、必要戸数の推計、人口の動向とか、世帯の動向等々の中から、必要戸数というものを算定し、その中で建替え計画なり、改善計画をつくっていったということで、そこにあるような数を確保しようということでございます。

今回のストック活用計画の中で、市民の市営住宅に対するニーズ等を把握しながら供給計画をつくっていくという、一つの王道としてのやり方が方法論としてあろうかというふうに思いますけれども、今回のストック活用計画の中では、平成21年度までの言うなれば短期計画としてつくるということ、そういった中で、今後の住宅の必要数といったところについては、今後のいろいろな状況を勘案しながら、そういう意味では今後検討という形で考えております。そういった中で、ではどういうふうに今後進めていくのかということでありまして、特に選択と集中と申しますか、現在、市営住宅が置かれている現状の中で、平家建ての建物等が、耐用年数超過の非常に居住水準が低い住宅がまだ790戸程度あるという中で、そこにもまだまだたくさんの方が住まわれているということがありますから、そういったような非常に居住水準の低いところに住まわれている方については、住宅を改善する必要がある、そういった中で必要戸数の議論とは別に、まずそういった住宅を解消しよう、それを短期的な計画の中でどう実現するのか、そういったことで今回の計画を策定したところでございます。したがって、そういった事業を展開する中で、市営住宅の入居者の意向等をまた把握しながら、さらに人口動向、それから住宅の動向、そういったものを把握しながら、今後どれぐらいのものが必要なのかということは改めて議論をする必要があるというふうには思っております。

高橋委員

ストック計画を短期計画とすれば、例えばマスタープラン的なものを長期計画、中期計画、これはやはり両方必要なものだというふうに思うわけです。ですから、ある程度数字を踏まえた上で、中長期計画も同時にやはり考えていく、計画すべきだと私は思うのですけれども、いかがですか。

（建設）竹田主幹

まさに委員がおっしゃるとおりの中で、長期的なもの、それから当面の短期的なものという形での両輪と申しますか、そういったもので推進すべきものだというふうには考えております。しかしながら、非常に厳しい財政状況もあって、一つの数字を現在の段階ではっきりと見定めながら進めるというふうな非常に困難な状況に小樽市の場合は置かれていると、そういったことも一つの制約条件としてありますので、原部あるいは原課としての考え方は、当然ながらいろいろな形での議論をしながら意見交換をして必要なものというのは概念として持っておりますけれども、それを一つの意思として、市の方針として、あるいは議論をする段階にはまだまだなっていない、こういうふうには思っておりますので、今後の事業展開の中で、改めて何回も申し上げますけれども、議論していきたいというふうに思っております。

高橋委員

それで、人数を調べるというか、確認する上での一つの項目として、一般の申込者数がどのぐらいあるのか、どのぐらいの人が入居できているのかということが数字的にあると思います。平成10年度から平成16年度までの申込者数と実際に入居できた件数、その率、それぞれ教えてください。

（建設）建築住宅課長

市営住宅の申込件数、入居件数、その倍率ということでございます。平成10年度からお答えいたします。平成10年度は、申込件数501件、入居件数118件、倍率は4.2倍となります。平成11年度、申込件数709件、入居件数122件、倍率は5.8倍です。平成12年度、申込件数475件、入居件数86件、倍率は5.5倍となります。平成13年度、申込件数921件、入居件数115件、8倍の倍率です。平成14年度、申込件数837件、入居件数87件、倍率は9.6倍です。平成15年度、申込件数1,445件、入居件数82件、17.6倍の倍率です。平成16年度、申込件数1,566件、入居件数98件、倍率は16.0倍でございます。

高橋委員

平成10年度から着実に倍率がたくさん上がってきているという状況を非常にわかりやすく今説明されました。まず、この数字の中身、これについて説明をお願いします。

（建設）建築住宅課長

確かに、平成10年度からの今の説明しました数字、16年度に向かって増加傾向を示しておりますが、特に内容を見ますと、やはり人気のある市営住宅というのが幾つかございまして、そういう住宅で募集をしますと、1戸の募集に200件以上の応募があると、そういう状況がございます。そういう住戸があるかないかでも、かなりこの申込件数というのは変動がございます。特に15年度、16年度につきましては、新築の市営住宅などもございまして、また、人気のある市営住宅の募集などもあったので、この1,500件近い応募がそれぞれあったのかなと、そういうふうには考えております。

高橋委員

この申込者数の中に、やはり高齢の方もかなり占めているというふうには伺っております。できれば後で調べていただきたいのですが、高齢者という観点から見ますと、やはり市営住宅に最終的には行きたい、入りたいという方が結構いらっしゃいます。高齢化社会に向けて、ではどうするのだという議論になるわけですが、実態調査をした場合に、確実に老年人口が増えてきている。そして、昔はそれなりの借家だったのだけれども、どんどん古くなっている。20年、30年たったときに、大家の方としてはもう壊したいと、若しくは新しく建て直したいという、そういう時期にも入ってきているわけです。結構相談を受けるのは、そういう依頼があって、自分としては探したいのだけれども、なかなかハードルが高くて単身の老人に対しては貸してくれないと、若しくは本当に古いところをお願いして貸してもらおうとかという、そういう実態があるわけです。ですから、どのぐらいの需要があるのかという、高齢者という観点で見た場合に、その辺の実態調査というのも、福祉部と共同といいますか、やはり調査なり確認なりをしていかなければ、これからはまずいのではないかというか、必要ではないかなというふうには私は思っているのですが、いかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃるように、福祉部の方で特定目的住宅の募集受付をしております。高齢の方、母子世帯の方、そういう特定の世帯について、特定目的住宅というふうに位置づけてやっておりますが、それらのニーズの把握というのでしょうか、そういうのは今後も必要なことだと思いますので、福祉部と連携をとって把握していきたいというふうには思っておりますが、最近の特定目的住宅の募集状況を見ますと、それにやはり住宅の位置、その設備といいましょうか、そういうものによりまして人気のある住宅とない住宅というのでしょうか、そういうものもあります。ですから、なかなか募集状況だけ見て人数というのは把握できないものですから、双方とも考えていきたいというふうには思っております。

高橋委員

特定目的住宅の方も調べましたけれども、大体10倍以上ですね。非常に高いです。福祉部と施策的な形で打合わせというのは、建設部としてはどのぐらいの割合でやっているのでしょうか。年何回定期的にやるとかという内容はありますか。

（建設）竹田主幹

福祉部が持っている特定目的住宅でおおむね3割程度ということで、福祉部とは話し合っているところで、数がどのぐらい必要なのかということもいろいろな議論があって、そのときには福祉部とのいろいろな協議を行ってきております。日常的に特定目的住宅の入居者がどんな方がいらっしゃるのかという情報交換は当然ながらしておりますけれども、今、委員がおっしゃるような形での今後の特定目的住宅の配置計画とか、そういったものについては、必要があるたびにといいますか、そのたびやるという形にして、定期的な形ではありませんけれども、今後、今、委員がおっしゃるような形での特定目的住宅の扱いなり住宅の扱いなりというのは、十分に協議する必要があるというふうには計画をしておりますので、今後の展開の中で、福祉部とも改めているいろいろな形で協議していくと、こういう形で進めていきたいと思っております。

高橋委員

福祉部にもお願いしますので、両方でぜひ高齢化社会に向けてのさまざまなビジョンですとか、目標とか、ぜひ掲げていただきたいというふうに思います。

中央処理場工事について

次に、下水道について伺いたいと思います。前回の予算特別委員会で、汚水処理施設の更新計画を伺いました。総事業費として約116億円を予定しているというお話でした。その中央処理場が一番お金がかかるというお話でしたけれども、施設別にもう一度大体このぐらいずつかかるというのを説明してください。

（水道）石原主幹

昨年の第4回定例会で、総事業費平成17年度から25年度までにかけて116億円という形で説明しておりますけれども、もう一度改めてということで、大ざっぱな部分ではありますけれども、施設規模で申しますと、中央処理場で約92億円、銭函処理場で約10億円、ポンプ場で約14億円、合わせて116億円でございます。それで、この中で一番大規模な更新事業といたしましては、中央処理場の汚泥処理施設の更新でありまして、事業規模といたしまして約70億円を見込んでございます。

高橋委員

中央処理場で約92億円、8割以上が中央処理場で使うということですよ。それで、発注方法の考え方について若干伺いたいのですけれども、先ほど中央下水処理場のパンフレットをいただきました。着工が、施設は昭和54年着工ということになっております。この施設を建設したときに、通常であれば大体造成工事が一つ、それから建築工事の附帯ということで一つ、それからプラントという、この三つに大別できるかなというふうに思うのですけれども、もし資料がなかったら後でもいいのですけれども、当時の発注形態というのですか、どこはどういうふうに発注したのか、例えば造成は1社とか、附帯は何社とかというそういう内容、今わかりますか。

水道局原田次長

昭和54年当時、私もかかわってございましたので、大体で申し上げますと、まず、造成工事は、あれは港湾部と、港湾部の色内ふ頭の造成の中で、面積案分下水道事業と港湾事業で施工してございまして、あの護岸は鋼管ぐいで護岸をつくってございますけれども、それは大手ゼネコンが施工して、地元とJVだったか、ちょっとこの辺がはっきり定かでございますが、そういう形態でなかったかなというふうに思っております。しゅんせつ土砂で埋め立てて、港湾の用地造成が3年ぐらい、ちょっとこれも定かでございますけれども、あったかなというふうに思っております。その後、最初につくりましたのは水処理系列、2系列からつくって、そこで2年ぐらいかかってございますけれども、これも地下式でございまして、非常に工事的にも難しい部分でございました。上に公園ができるという予定がございまして、くいも過重も非常に多いということで、くい打ちから始まりまして、ベノトぐいという、そういうオールケーシング工法で施工してございまして、これも大手ゼネコンと地元のJVで施工されたと記憶してございます。その後プラント、それから電気工事という部分がそれぞれ水処理系列が行われ、それと同時に汚泥処理系も建物が大手ゼネコンと地元のJVで、プラント、電気はそれぞれのメーカーが受注したと。こんな形で、まず昭和59年に中央処理場がオープンしたということでございます。

高橋委員

今の内容をちょっと具体的にさせていただいて、例えば何々棟はこの建設会社で、プラントはこのメーカーで、電気はこのメーカーなのかというのを一覧表にいただけますか。時間がかかっても結構です。

それで、何でもこういう話を聞くかということは、もう少し質問しないとあれなのですけれども、これから9年かけて116億円の工事をやっていくということなものですから、では当時やったプラントメーカーとか電気関係者がやはり中心になるのかなと私は思っているのです。ただ、その中で、新聞紙上でも問題になりましたけれども、また、談合問題が出てきました。それで、影響があるのかなと実は思っているわけです。大変多くの税金を投入して

つくるものですから、できるだけ効率よく安く安全でいいものをつくってほしいということで内容を確認していきたいというふうに思っていたものですから、その中身をもう少し具体的に、その当時のメーカーと、それからこれから予想されるであろう業者との比較を実は今日はさせていただきたくったのですけれども、時間がないので、また別の機会にやらせていただきますけれども、先ほどの資料をお願いしたいというふうに思います。

あと、予定価格がありますけれども、予定価格の算出根拠も、もしわかれば後で教えていただきたいというふうに思っております。

水道局長

かなり以前の問題なものですから、できる限り調べて詳細にしますけれども、今、予定価格の話を書委員の方からおっしゃられましたけれども、私もまだ予定価格、コンクリートされた数字はないものですから、まだまだ精査をする中で予定価格が出てくると思いますが、あくまでも工事を発注した段階で、どこの業者がどのくらいという話は確認できると思いますけれども、そういうことでよろしくをお願いします。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

大島委員

体育館アスベスト工事について

何点か資料をいただいております。それに基づいて質問をさせていただきます。今日の新聞にも報道されていたように、いよいよ体育館が5月からオープンをするということで、利用していた関係者にとっては大変待ち遠しい期間だっただろうと、そのように思っております。早速今朝、かつて利用していた団体の方から電話がございまして、どういう工事で行ったのか、あるいはまたその工事途中の測定値とか、あるいはまた工事が終わってからのアスベストの濃度、これらは公表されるのかどうなのか、ぜひ公表していただきたいと、そのような要望が実は入っております。だから、そのようなことでアスベスト、体育館の件について、時間の関係でまとめてできるところはまとめて聞きたいと思っております。

まず初めに、契約書の写しをいただきました。工事期間が平成17年9月29日から18年4月25日、契約代金1億4,931万円、このうち消費税が710万円余り入っております。そして、いよいよ4月25日で工事が完工ということでございます。この濃度測定資料、これらについてはどのような形で報告されるのか。そしてまた、前段で申しましたように、これらが市民に周知できるような方法で、ホームページあるいはまた広報おたる等で多くの方々に周知できるような方法を考えていただけるのかどうなのか、この点についてお尋ねいたします。

（建設）建築住宅課長

本日の委員会にアスベスト対策工事、総合体育館のアスベスト粉じん濃度測定の一覧をお出ししておりますけれども、この一覧の数値につきましては、現時点で把握しているデータを整理して出したものでございます。今、委員がおっしゃるように、工事の中で、工事前、工事中、工事後など、要所要所でアスベスト粉じん濃度測定を行っておりますが、それらの測定値につきましては、工事完了時に請負人の方から報告書として出て来るのが正式な書類になっております。工事完了後に出てきた書類を私どもが書類審査いたしまして、それらの内容をチェックした後で、それらの内容について市民の皆様への公表といたしますが、お知らせを考えたいと思っておりますが、その市民の皆様への公表等につきましては、教育部と今協議しております、教育部の方からどのような形で公表できるかについて検討しているところでございます。

大島委員

関係の教育部と相談をして、できるだけ市民にわかりやすく、ぜひ公表をしていただきたいと、まず、そのよう

建設業退職金共済掛金の証紙ちょう付について

次に、下請人の選定通知書、これも出していただきました。また、これにかかわって、建設業退職金共済掛金、この写しも出していただきました。この工事の関係です。この約7か月間にわたる工事の関係で、要するに通称建退共というのですか、その買われている枚数を見ますと、800枚ということで資料をいただいております。800枚というと、これ1日1人1枚ということで解釈していいのかなのかどうか、まずこれが1点。

そして、この工事は、当時の説明にありましたように、ほとんどが手作業が多いという説明もされております。そうしますと、この建退共の証紙がこれで間に合うのだろうか、どうなのか。そのような私は全くその扱いについては承知しておりませんので、これもその都度まず購入されるのかなと思っております。この扱いについてまずお尋ねしたい。

と申しますのは、かつて小樽市議会でも小樽の議員が関係する小樽市内の業種でその建退共の証紙の問題が代表質問でされ、そしてあなたのごところに、金庫の中にそれが入っているのだというような質問がされた経緯がございます。といいますのは、末端で仕事をしている方に渡らないのですよ。そういう事実がございます。

今、私が心配するのは、資料を見ますと、建退共の欄で、ありとなしという欄がこの下請通知の中にございます。あるというのはどういうことなのか。特に説明書きが書いてありますけれども、そうしますと契約の段階で本当にそれをどういうもの中加入されているのか、それまで調査をし、するのか、しないのか。そして、この下請が適正かどうか、これ判断をするのか、まずこの点についてお聞かせください。

（財政）契約管財課長

まず、1点目のこれは証紙1人1日1枚かということでありますけれども、そのとおりでございまして、1人1日働きますと1枚証紙を張るというふうになってございます。

それから、証紙がこれで本当に足りるのかということでありますけれども、業者の方から出されております共済掛金の収納届出書によりますと、この資料にございまして、最初に500枚、それから追加で300枚ということになっております。合計800枚でありますけれども、私ども工事の内容として、これがいわゆる何人工必要で、ですから何枚必要だということは、ちょっと今の時点ではわかりませんけれども、追加でやはり購入されているということは、今後また必要とあれば必要な分を追加で購入することもあるかと思えます。最終的には、この完工時のときに、完工時といいますのは完成したときに出されてきます共済証紙のちょう付実績書というものが提出されます。それを提出されることによって、最終的な手帳へのちょう付の枚数が確認できるということになりますので、今の時点でこれで足りるのかどうかということは、私どものところではちょっとわからないという状況にございます。

それから、次の下請業者の建退共加入しているかどうか、それを契約時に調査した上での契約かどうかということでありますけれども、建退共加入しているかどうかということについて、下請を選定する際の要件として、私どもは特段個別の工事ごとに調査はしてございませんけれども、下請人選定通知書に建退共に入っているかどうかという建退共加入の有無という欄がございまして、そこで一応は確認はしてございます。

それで、加入がないというふうに表示されていた場合はどうなのかということですが、ないという場合は、理由が二つほどございまして、大概その場合は自社の退職金制度を持っているということですが、それから臨時的な労働者を雇用することがない場合、それから自社ではないですけれどもそのほかの退職金制度、例えば中退共とか、そういうもの中加入している場合、そういう場合は加入していない場合があるというふうにお聞きしております。

今回のケースの場合は、私どもの方でこの未加入の二つの会社について、会社の方に問い合わせをしてみましたところ、株式会社エーアンドエーマテリアルエンジニアリングについては、自社の制度でもって対応しているというふうの確認を会社の方からいただいております。もう一つの有限会社ユーク美装の方については、連絡がとれませんが、今日に至ってもまだ連絡がとれないということで、確認はできておりませんが、この2社とも市

の方の工事監督員の方からは、自社の制度でもって対応しているというふうに聞いてございます。

大島委員

今、なかなか工事が少ないために、抱えておくということが非常に少ない状況にございます。必要な時期に必要な人数だけ募集をして工事をすると、そういうことの中で、今、自社のものに入っているのだと、それは結構ですよ。けれども、それをあなた方は契約の段階で確認をしているのですかということ。又は確認はしなくてもいいのか。本来なら、私の気持ちとしては、確認をしてほしいのです。といいますのは、現状は非常に厳しいのです。私もとび職の方、あるいはまた建築土木の方、数名承知しております。北海道は仕事が少ないために、現在九州に行っている方もございます。あるいはまた、四国とか、仙台とか、その方々からもこれは日雇です。そして、日当はもうどんどん下げられ、かつての7割、それ以下と、そういうところで、それでは今あなた方に退職金制度というのは建退共というのがあるけれどもどうなのですかと。あるのは知っているけれども、なかなかそれは言い出せないというのが現状でございます。そうすると今、契約管財課長から答弁がありましたように、いやいや、自社のものに入っているからいいのだということであれば、それはやはり私としては確かめていただきたい。そのように現場で働く方々のこれは退職金につながるものですから、ぜひそういうことも含めて今後契約するときには取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

財政部長

ただいまの御意見でございますけれども、私もそう思いますので、今後、その時点で確認をするようにいたします。

それから、もう一つ建退共については、これは国をはじめ、都道府県、市町村も、これは加入促進ということでは同じ考えでございますので、これについてもできるだけ我々が入るようにという指導をしておりますし、それから年に一度ですけれども、これは現場に直接私もと建設部に入って、現場で全部書類、その関係の調査もするようにしておりますので、そういうような徹底をますます図って、できるだけ労働者の方へ不利益をこうむらせないような形にしていきたいと思います、こういうふうに考えます。

大島委員

よろしく願いをいたします。

貸出しダンプ制度について

続きまして、建設部にお尋ねいたします。

議会が始まってから、代表質問やら一般質問あるいはまた予算特別委員会等で、除雪の問題についてはずいぶん皆様方から質問がございました。そしてまた、いろいろ答弁をいただいております。聞いております。資料をいただきました。貸出しダンプ制度についてでございます。平成13年度から17年度の2月までということで、年度別に出していただいております。1回から3回までということでございますけれども、ここにこの3回目ということになれば、よっぽどの事情がある地域なのかな、そのように理解をしているわけでございます。そしてまた、先ほどもどなたかの御質問の中に、除排雪については町会との会議でも説明しているよと言うけれども、それではその町会だって世帯数はピンからキリまでですよ。私たちの住む赤岩は約1,700世帯。そうすると、その説明が末端まで行くかという、なかなかそうはいきません。そうすると、地域、地域で、自分たちの冬の生活を守るために、除雪対策といいますか、除雪組合と、組合ではないですね、そのグループができて、もう町会抜きで取り組んでいるところが、これはもう全市的にあると思います。

そういう中で、例えば3回をやっているところは除排雪の体制はどのようになっているのか、まずお聞きしたい。市道なのか、そうでないのか、あるいはまた春一番の除雪路線になっているのか、どうなのか。この点についてまずお聞かせください。

（建設）雪対策課長

今、昨年 5 か所あるという場所は、ちょっと私の方でも図面を見て、路線になっているかという確認をまだしていなかったものですから、これを後日ちょっと確認して、答弁したいと思います。

大島委員

感じた 1 点だけお聞きしますけれども、今年の除雪対策、これ、資料を 11 月 29 日にいただきました。資料を議会ですぐいただきました。どうあってもこれはぜひ地域としても取り組んでみたいと思ったのは、平成 17 年度の変更点ということで、（ 3 ）の貸出しダンプ制度の中の貸出しロータリー制度、これに非常に興味を持ったわけでございます。明日についてはこの実態を質問したいと思います。

森井委員

雪対策工事費について

まず、雪捨場関係工事費についてお聞きします。

平成 17 年度補正予算を組まれましたけれども、それに伴って雪捨場関係工事費がどれほどになったのかをまず教えてください。

（建設）雪対策課長

平成 17 年度の雪対策工事費の予算としては 6,500 万円、これを見ておりまして、実際にしゅんせつ工事と海の工事の管理費の中で振り分けされておりまして、現在、補正を組んでいる中では、6,500 万円では当然足りなくなっておりまして、約 1 億 8,000 万円ぐらいになるというふうに感じております。

森井委員

やはり内容としてはその雪捨場の整備ということが中心になってくると思うのですが、海関係と陸地に分けて、まず金額をそれぞれ教えていただきたいと思います。

（建設）雪対策課長

今、1 億 8,000 万円、まだ設計変更が終わっていませんので、概算になりますけれども、その中で陸域の分が今回一括管理の中で増えました。その部分が約 3,600 万円から 3,700 万円ほどになると思います。残りが海域の分ということになりますので、約 1 億 5,000 万円になるかならないかくらいだと思います。

森井委員

補正する前の予算の割合、それぞれ教えていただきたいのですが。

（建設）雪対策課長

補正する前は 7,700 万円が発注しておりまして、海域については 6,500 万円と。陸域については、1,200 万円程度の金額になっています。

森井委員

海関係なのですが、6,500 万円から 1 億 5,000 万円に切り替わった業務というか、やはり通常で通用しない部分があると思うのですが、その業務の内訳を幾つか教えていただければと思うのですが。

（建設）雪対策課長

本来、海域の部分につきましては、当然、排雪の部分でポンプを使用して水循環をしていく、それからダンプが直接海域へ投入する部分と、一般のダンプでつきますと、当然平置きになります。その部分を事故がないように重機で押して、最後に海へ捨てる。さらに、それを今度飛ばすという形の中ではロータリーを使用したりして、そういう機械器具の関係も含めて、それぞれの金額になっています。ただ、今回また、海域の中でそれでは対応できない部分がありまして、重機をそれぞれ何台もあったのを確認していると思いますけれども、そういう中で雪をかくはんさせるための機械、そういうような形でそれぞれ見ますと 8,500 万円増になるということです。

森井委員

確かに今年の雪の量は多大な量だったと思うのですが、やはり雪のかくはんで、すべてではないですが、6,500万円から1億5,000万円へ、いわゆる8,500万円増えているという状況が、14億円という除排雪費の中で、やはりかなりの高いウエートを占めているということを感じています。自分はできれば、昨年とか一昨年もお話ししましたが、海に雪を捨てるという行為ではなく、かなり陸地は少ないですが、できるだけ陸地への転換をというお話をさせていただいております。できればそういう費用的なものも含めて、既に努力されているのもよくよく存じているのですが、少しずつでもよろしいので、やはりそういう転換の方をというふうに思っているのですが、それについての見解をお願いします。

（建設）雪対策課長

当然海域と陸域という中では、小樽は古くから海域を使って利用してきている経過があります。ただ、今御指摘のように、陸域の方も私どもの方でも場所を探しながら、陸域に捨場を求めているということで、そういう中では四、五年前までですと海域の方にほとんど9割ぐらい捨てていたというふうに聞きましたけれども、今年度までそれぞれ幸とかそういうところが使えるようになりましたので、約40パーセントぐらいは陸域で処理できるような状況になってきているわけです。

森井委員

そのような形で努力し続けていただいて本当にありがたく思っています。今後もぜひ続けていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

住宅政策について

それでは、ちょっと質問を変えまして、住宅事業特別会計についてお聞きします。

まず、財政部にお聞きしたいのですが、借換債が住宅事業特別会計で導入されていると思うのですが、借換債の導入の目的と、住宅事業特別会計ではどのような形で組まれているのか、その辺について説明をお願いします。

（財政）財政課長

借換債ですが、これまでも何度も申しておりますが、今年予算をつくる中で、どうしても財源対策用として基金の借入れ等を入れても足りない部分、3億3,000万円ありましたので、その財源を生み出すために、去年から始まっている公的資金借換債の制度を導入したところでございます。

それで、住宅事業につきまして、そのうち住宅事業特別会計の部分ですが、3本の起債を借りかえて、2億7,140万円を借りかえて、今年効果としては約1億500万円を出そうと、そういう形でしております。

森井委員

現状として、やはり住宅事業特別会計が必ずしもバランスがとれているというような状況ではないと個人的には思っているのですが、一般会計からの繰入れについてもちょっとお聞きしたいのですが、平成17年度と18年度を教えてくださいいただけますでしょうか。

（財政）財政課長

住宅事業特別会計の繰入金ですが、平成17年度は4億1,700万円、18年度は2億7,000万円で、1億4,700万円ほど減額しております。

森井委員

そして、資料としていただいた今後の推計で、平成18年度から一般会計の繰入金のこと載っています。基本的に下に書かれているように、ストック総合計画に位置づけているということですから、21年度までが推計されている部分なのかなというふうに思うのですが、必ずしも一般会計の繰入金は減っている状況ではないのかなというふうに思っています。借換えも今後いろいろな形で導入されていくのかなという、その財政的な不安の中で、新築の

オタモイの住宅を今後継続して行って、本当に大丈夫なのだろうかという不安があるのですけれども、それについて見解を願いますか。

（建設）竹田主幹

こういう厳しい財政状況の中で、公営住宅施策を展開するということが、オタモイ、それから若竹の改善とか、あるいは既存住宅の改善利用、こういったものを展開していこうと、こういうことでストック計画をつくっております。これは、一つには、現在ある住宅、非常に居住水準が悪い住宅については、緊急の課題として整理する必要がありますということ、そういう把握が必要だろうと。それと、例えば家庭用の火災報知器の設置、こういうのは法的に義務づけられたものですが、それから非常時の対応とか、そういったことで緊急にやはりやらざるを得ないといえますか、やらなければならないことについては進めていこうと、こういう基本的な立場でございます。そういった中で、やみくもにできるという、こういう状況ではもちろんありませんので、その中では平成21年度までの財政再建推進プランの中でこういった形で事業を入れ込んでいけるかということについては、この間、財政部と、あるいは全庁的な議論の中で事業を厳選し、そして21年度までについては、これでやり切れるといえますか、飲み込めると、こういうことで事業展開を決メートルところでございます。したがって、22年度以降については、現在のところ、ここに数字としては仮の数字ということで、原課としてあるいは原部としてこんな事業をという、一つの想定はあるわけですが、これにつきましては、今後の事業の展開やそれから財政状況、そういったものに応じながら、引き続き財政再建推進プランが引継ぎできると思いますので、その中での事業展開を今後考えていきたいというふうに考えています。

森井委員

先ほど高橋委員からも質問があったと思うのですが、やはり基本的にセーフティネットとしての役割としては大変重要な部分だとも思うのですが、財政事情が財政事情だという部分もあって、そのような形で平成22年度以降ということはというお話だったと思うのですが、先ほど武井委員の質問で出たと思うのですが、現在オタモイの住宅に入っている人数、たしかおっしゃられていたような気がするのですが、改めてその世帯数と今後その長期的な計画としては本来オタモイには何棟その部分をフォローするために建てる予定だったのか、それについてお願いします。

（建設）竹田主幹

現在、時期によって入・退居というのもありますので、1月末現在265世帯と、こういう把握をしております。今後、2号棟が今平成19年度完成、50戸ですので、こういった形で、一般募集も入れるのか、あるいはオタモイだけで移転をするのかという問題も残っていますけれども、50戸減るということであると、215世帯程度が依然として残るということです。3号棟、4号棟は、今の想定ですが、まだ厳密にその図面を引いているわけでもありませんから、想定ですが45戸程度ということで、合わせて90戸を建てるということです。そういった形で進めていこうということです。オタモイの建替え計画自体は、さきの再生マスタープランと、それからその後オタモイ団地再生計画というのをつくりました。それについては、全体では400戸つくるということで、その中で現在1号棟、2号棟で105戸は確保をしていますので、差し引き295は、そういったものでは団地再生計画としてはまだあるということです。ただし、先ほど何回も申し上げますけれども、今後の需要動向とか、入居者の動向、それから全体の公営住宅の役割の再検討、そういったこともしながら、全部が全部それをやるのかどうかという議論はまた別の議論として、今後行っていきたいというふうには思っています。

森井委員

実際に本来だったら建てる予定だということは、以前から動きとしてあったのですが、今、計画的にとりあえず平成19年度で2号棟ができたとして、105戸ですか。残りやはり215世帯とか、まだまだ入れないような状況だと思うのですが、やはり先ほど高橋委員もおっしゃっていましたが、そういう高齢者対策とかが今後やは

り新築だけの対応ではもう厳しいのではないかなというようなことをすごく感じております。特に先ほど、移転されると、いわゆる新築の市営住宅に入らずに、ほかに移転するというようなお話もありましたが、その理由として、やはり新築における費用が払えなくて移られるという方もいらっしゃる。しかしながら、自分は市営住宅のやはり本来の目的は、そういう方々にも住んでもらえるセーフティネットだというふうに思っていますので、それが必ずしも新築という形でフォローしきれていない現状があるというふうに思っています。今、竹田主幹がお話しされたように、市営住宅がこれからストックという形を中心として切り替えていくということで、行政としての流れとしてはそういう方向性を向いているということはすごく重々感じております。その中でも、やはりそれこそ公平性というものを保つために、人によっては高級住宅というふうにおっしゃる方もいるわけですね。高級マンションであったりとか。やはりそのような建物だけではなくて、もっと規模の小さいものであったりとか、グレードと言ったらおかしな話ですけども、耐震構造を悪くするとかそういうことではないのですが、もう少し規模を押さえた形での住宅供給とか、そういうことも念頭に入れるべきではないかなというふうに思っているのですけれども、それについての見解をお願いいたします。

（建設）竹田主幹

公営住宅の整備基準というのがございまして、小樽市、当然全国どこでもその整備基準にのっとって建てるということで、見方によっては非常に質の高いといいますが、マンションとどうなのだという議論もあることはあるというふうに思っております。ただし、やはり公営住宅が一つは、一般的な住宅の先導役といいますが、整備水準の先導役として今まで果たしてきたという面もありますので、そういった面での質の高さといいますが、そういったことはあるだろうというふうに思います。もう一つは、やはり耐用年数70年という中で、良質なストックとして非常に長期間にわたって活用すると、そういった意味合いもありますので、そういう整備水準になっているというふうに思っております。ただし、小樽の場合は、なるべく標準的なといいますが、そういったようなタイプのもので整備をしながら、コスト的にも縮減をする、それから管理経費についても余計にかからないような工夫をする、そういったことでは将来にわたっての管理経費も含めて縮減をするという、そういう基本的なスタンスの中で事業展開を行っているということでございます。委員がおっしゃるように、いろいろな見方があるというふうには思っておりますけれども、そういった中では、良質な資産ストックとして、何とか市民の皆さんに安心して住んでいただけるその住宅をまず供給すると、そういうことも行政の一つの役割であろうというふうに思っておりますので、そういったコスト面にも十分注意をしながら、事業展開をやはりやっていく必要があるというふうには思っております。

森井委員

今後、市営住宅というのは、今はもうどの市町村でもありますから、必要な部分でもあると思うのですけれども、今後の市民全体の公平性はもちろんのこと、やはりこれからの高齢化社会にどのような対応ができるのか、また、小樽市自体の財政状況、いろいろ考慮する部分が多々ある、その厳しい中でだと思っておりますけれども、ストック計画等を通して、その対応ができたかなというふうには思っております。自分なりに感じる部分、考える部分があります。特に、借換債も導入するほど厳しい現状でもありますから、できるだけその収支バランスも保てた上で、常々供給がある程度、一定程度していけるという方向性を模索していきたいというふうに思っていますので、今後いろいろな形で議論させていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

「小樽の水」のラベル広告について

最後に1点、水道局に提案をさせていただきたいと思いますが、今までも広告料という形でいろいろなお話をさせていただきました。基本的には市の財政から考えると決して大きな規模ではないというのは、よくよく存じておりますが、新しい収入源というか、得る方法として、重要な部分をこれから担っていくのかなというふうに自分は考えております。その中で今回、「小樽の水」が4万本つくられるというお話ですけども、公的な範囲でつくら

れている「小樽の水」に、広告というものを張りつけることができるのではないかというふうに思うのですけれども、この点について見解をお願いしたいと思います。

（水道）総務課長

ただいまの「小樽の水」のラベルに広告してはどうかという森井委員の御提案でございます。確かに、財政再建推進プランの中でも位置づけされていますように、いろいろな角度での収入確保、必要なものと考えてございます。現在、水道局では広報誌、年 2 回発行してございますけれども、これに広告を掲載して、平成 17 年 2 月号からですが、収入の確保を図ってございます。また、新年度におきましても、上下水道の使用料のお知らせというのを、各月ごとの検針になるのですけれども、各世帯に紙を入れてございます。これの裏面を利用しまして広告収入の確保を図る予定でございます。

そういった中では、小樽のペットボトルのラベルに使うということは、去年 11 月から試験販売を開始いたしました。新年度から本格的に観光シーズンを迎え、これらの売行きなどを見極めながら、ただ、また生産ロットに見合う作成単価がどうなのか。また、あまりペットボトルでの広告の実施例も私の今の段階ではちょっと見当たらないのですけれども、当然広告主のリサーチあるいはニーズ、これらも含めまして、収入確保の方策について研究してまいりたいというふうに考えてございます。

森井委員

なかなか民間の飲物に広告がつくということは難しい部分があると思うのです。しかしながら、やはり公的な形から出ているものに対しては、他の広告がつく可能性というのは、今のこれだけいろいろな形で広告が行政としてつけられている状況の中では可能ではないかなというふうに思っています。必ずしも広告収入だけではなくて、やはり「小樽の水」というのは地元の方々だけではなくて、外にも発信できる可能性があるということから、例えば水族館とかでもよろしいですし、交通記念館とか、そういうことも張りつけられる可能性もありますし、また、歴史的な建造物がどこにあるのかとか、どのようなものがあるのか、また、小樽の歴史自体がそのラベルに載っているということでも一つの観光アピールにもつながる可能性があるのかなというふうに思っています。いろいろな面で模索していただきたいというふうに思っておりますので、今後いろいろな形で研究・検討、自分も交えていろいろとやらせていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長

平成会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。